

顧客契約 -CLIENT AGREEMENT-

当社のサービスをご利用いただく前に、以下のリスク開示通知を必ずご確認のうえ、内容をご理解ください。

バージョン：2025年12月

本書の原文は英語で作成されています。日本語訳は参考目的で作成されたものであり、翻訳の正確性を保障するものではありません。英語版と日本語版に相違がある場合は、英語版が優先されます。

リスク警告

外国為替取引（FX）、差金決済取引（CFD）、その他レバレッジを用いたデリバティブ商品への投資は、高いリスクを伴います。これらは全てレバレッジ型商品であり、全ての投資家に適しているわけではありません。レバレッジにより、利益だけでなく損失も拡大する可能性があります。相場が急激に変動した場合、短時間で多額の損失が発生することがあります。また、損失額が当初の投資額を上回る場合があります、追加資金（追証）の拠出を求められることもあります。いかなる金融商品への投資においても、投資目的、取引経験、知識および財務状況を十分に考慮して判断してください。FXおよびCFD取引は、商品のリスク特性を理解したうえで、損失を負担できる範囲の資金でのみ行うことが推奨されます。不明点がある場合は、独立した専門家の助言を受けることを強く推奨します。

目次

1. 本契約	4
2. 口座.....	16
3. 取引	23
4. 当初証拠金	36
5. 口座への手数料および入出金.....	41
6. 保証.....	45
7. 企業行為.....	48
8. 取引停止および市場障害.....	49
9. 変更・譲渡・終了.....	50
10. 未払金との相殺.....	52
11. マイナス残高保護.....	53
12. 責任および補償.....	55
13. 情報および機密保持.....	56
14. 電子本人確認に関する条件.....	58
15. 紛争解決.....	59
16. 通知および連絡方法.....	59
17. 証拠法.....	60
18. 分離可能性.....	60
19. 追加措置.....	60

1. 本契約

1.1 総則

- a) 本契約条件およびお客様が記入・提出した申請書は、Vantage Prime Trading Ltd.（以下「当社」「弊社」「Vantage Trading」または「会社」といいます）とお客様との間で締結される顧客契約を構成します。当社は、セントルシアにおいて登録番号 2023-00318のもと国際事業会社として登録されています。
- b) お客様が複数の法人または個人で構成される場合、本契約および本契約に基づく取引に関する権利義務は、当該各人に連帯して帰属し履行されます。。
- c) 本契約はマスター契約であり、当社とお客様との全ての取引関係に適用される基本条件を定めます。
- d) 本契約は、当事者間で別途交付・締結された書面にも適用されます。お客様は、本契約および関連書類を十分にご確認ください。
- e) 本契約への署名および口座開設により、お客様はVantage Prime Trading Ltd.との契約関係を結ぶことになります。Vantageグループの他法人との契約関係は生じません。英国、オーストラリアなど、別途規制法人が存在する法域に居住する場合は、該当する公式ウェブサイトから登録する必要があります。適切な規制法人ではなくオフショア法人を通じた登録に起因する請求や紛争について、当社は責任を負いません。当社は、本契約の条件に従い適法に登録されたお客様に限定してサービスを提供し、責任を負います。

本契約に基づく証拠金FXおよびCFD取引は、高リスク取引です。リスク詳細は当社のリスク開示通知をご確認ください。

お客様が申込書を電子署名で提出した場合、以下を確認したものとします。

- 本契約および当社ウェブサイト上の最新の重要書類を受領し、理解していること。
- 本契約の条件に従い、当社の商品・サービスを利用することに同意すること

1.2 自己責任による取引

当社は、以下の事項に関して一切の義務を負いません。

- a) 特定ポジションの適切性の確認
- b) 保有ポジションの監視や助言
- c) 資力を超える取引の防止
- d) 未決済ポジションの強制決済

1.3 定義および解釈

本契約において使用される用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の意味を有します。

承認する／承諾：第三者オンラインプラットフォームを利用する場合を除き、お客様または承認利用者が、電話、電子メール、対面、またはオンラインサービスを通じて、当社が提示する取引契約条件を受諾する意思を表示することをいいます。

口座価値：Vantage Trading が以下の各項目を合算して算出する顧客口座の通貨建て価値をいいます。

- a) 当社の顧客資金信託口座に保管されている顧客口座残高相当額
- b) 実現損益および未実現損益
- c) ポジションを決済するための見積費用（手数料およびオーバーナイト金利を含む）
- d) まだ計上されていないポジションの価値

申込書：Vantage Trading に口座開設を申請するために、お客様が作成し提出しなければならない書面をいいます。

承認利用者／承認者代理人：お客様により当社のサービスへアクセスし、またはお客様を代理して注文を行う権限を付与された者をいいます。お客様が選任したファンドマネージャーを含みます。

基準通貨：通貨ペアにおける最初の通貨をいいます。為替レートの算定においては、基準通貨の価値は1として扱われます。

買建スワップ金利: 該当する取引日の営業終了時点において、基準通貨に適用される金利をいいます。

CFD: 差金決済取引をいいます。

お客様／顧客／あなた: 本契約に記載されるお客様をいい、その子会社、関連会社、承継人および譲受人ならびに役員、取締役、従業員および代理人を含みます。

顧客契約: お客様が提出し当社が受領した口座開設申込書および本規約をいいます。

取引終了時: グリニッジ標準時(GMT)22時を意味します。

決済: 注文の全部または一部を終了させることをいいます。

決済日: 注文の全部または一部が決済される日をいいます。

決済時注文額: 決済日における当該注文の注文価額をいいます。

企業行為: 配当金の支払い、株式配当、特別配当、株主割当増資、公募増資、無償交付、ボナス発行、資本組入れ、その他原資産の保有者に対する割当または発行、買収、逆買収、合併、会社分割、新規上場、上場廃止、売買停止、その他原資産の保有者に直接影響を及ぼす類似の事由をいいます。

通貨ペア: 証拠金外国為替取引における基準通貨および決済通貨の組み合わせをいいます。

支払締切時刻: 国際送金の受取国において、当社が当該送金を実行するために必要な資金が当社に着金していなければならない時刻(オーストラリア東部標準時(AEST))をいいます。具体的な時刻は当社ウェブサイトに掲載します。

営業日: 当社が指定する場所において、商業銀行が通常業務(外国為替取引を含みます)を行っている日をいいます。

日次取引報告書: 当社がお客様に対し日次で発行する口座報告書をいいます。日次取引報告書には、以下の事項が含まれます。

- a) お客様の未決済ポジション
- b) お客様の新規ポジション
- c) お客様の口座の当日開始時点の現金残高ならびに入金、出金または決済等の口座の変動内容
- d) 当日の終了時点における口座残高
- e) 未決済ポジションに係る損益(オープン損益)
- f) お客様の口座のポジションの価値および口座の変動状況(口座の表示通貨建て)。必要に応じて、適用された換算レートを表示します。
- g) ロールオーバー益またはロールオーバー費用など、口座に影響を与えるその他の事項
- h) 未決済ポジションに係る損益(オープン損益)
- i) 清算価値
- j) 総必要証拠金額
- k) 証拠金の超過額または不足額

債務不履行事由：

- a) 次の各号のいずれかに該当する場合、債務不履行事由が発生したものとします。
- i) お客様、承認利用者、承認者の従業員、代理人もしくは譲受人（当社が認識しているか否か、また他の個人またはアルゴリズムツールと共同しているか否かを問いません）の作為または不作為であって、当社の単独の裁量により以下のいずれかに該当すると判断される場合。
 - 過失
 - 誤り
 - 故意の不正行為（コミッション目的の過度な売買、スナイピング、価格提示エラーエラーの発生もしくは助長またはそれによる利益取得、原資産価格の操作、スキャルピング、市場外価格を利用したアービトラージを含みます）
 - 当社が提示または配信するビッド価格もしくはオファー価格の算出方法を操作し、または不公正に利用する目的もしくは効果を有する電子機器、ソフトウェア、アルゴリズムもしくは取引戦略の使用、または第三者（承認利用者であるか否かを問いません）による使用の許容
 - 他のお客様と同一の電子識別情報（IPアドレス等）の使用、または他のお客様との通信
 - 過度なレバレッジの使用
 - マネーロンダリング
 - 不審な取引活動
 - 約定保証を不正に利用する目的での両建注文の発注
 - 法令違反
 - 本契約のいずれかの条項への違反
 - ii) お客様または保証人が支払不能または破産した場合。
 - iii) お客様が死亡した場合、または意思能力を喪失した場合。
 - iv) お客様が本契約に基づく証拠金または支払期日到来済みの金額を期限内に支払わない場合、または当社が保有する証拠金が必要証拠金額を下回った場合。
 - v) 本契約に基づく表明、保証または誓約に違反した場合、もしくは本契約に関連して当社に提供した情報が虚偽または誤解を招くものであった場合。
 - vi) 本契約に基づき当社に支払うべき手数料、費用その他の金銭が支払われない場合。
 - vii) 一定期間にわたりお客様と連絡が取れない場合、または当社からの通知もしくは連絡に対し応答がない場合。
 - viii) 本契約に基づく当社の権利保護のために必要であると当社が合理的に判断した場合。
 - ix) 監督当局または規制機関から要請があった場合。
 - x) お客様の口座残高が最低必要証拠金額を下回った場合。
 - xi) 紛争が発生し、または訴訟が提起され、その内容に照らし、係属中に当社がお客様との取引継続が合理的でないと判断した場合。
 - xii) 本契約に関連して当社が書面で要求した情報を、10日以内に提出しない場合。
 - xiii) 当社が、お客様がそのポジションから生じるリスクを管理できないと判断する合理的理由を有する場合。
 - xiv) 当社が口座に関連して課した制限（例：注文の種類、数量または金額に関する制限）にお客様が違反した場合。
 - xv) 法令またはその解釈の変更により、本契約のいずれかの条項の履行が違法となった場合。
 - xvi) チャージバックが発生した場合。
- b) お客様が法人である場合

- i) 任意であるか否かを問わず清算手続きに入った場合、または清算人、管財人もしくは管理人が選任された場合。
- ii) 本契約に基づく義務に関し、有効な保証および補償契約が当社に提供されていない場合。
- c) お客様が信託の受託者である場合において、お客様が当該信託の受託者でなくなった場合、または当該信託が終了した場合。

入金：当社が求めるところにより、お客様が当社に対して金融商品に関連して、注文の約定時および受渡日の前までの間に預け入れる金額をいいます。当該金額は、合意された注文金額の一部前払金として充当されるものであり、顧客資金には該当しません。また、入金には、お客様が当社との間で保有している、または保有する予定の未決済ポジションに関連して、当社の要請により預け入れる金額を含みます。

金融商品：外国為替契約、またはお客様と当社との間で原資産の価値に基づいて締結される店頭デリバティブ契約をいいます。

不可抗力：天災地変、海難、不可避の航行事故、戦争（宣戦の有無を問いません）、破壊行為、暴動、反乱、内乱、国家非常事態（事実上または法律上を問いません）、戒厳令、火災、洪水、サイクロン、地震、地すべり、爆発、電力または水の不足、送電網もしくは通信網の障害、感染症、検疫、ストライキその他の労働争議、収用、政府機関による収用・制限・禁止・法令・規則・命令その他法的拘束力のある措置、機器の破損または事故、国際法、州法もしくは連邦法の変更、または当社のハードウェアもしくはシステムの損害その他これらに類する事由をいいます。ただし、これらがお客様または当社の作為、不作為、債務不履行または過失に起因する場合を除きます。

自由残高：任意の時点において、当該時点のお客様口座残高が必要デポジット額を超過している場合の超過額をいいます。

先物CFD：契約の価値が、先物市場において価格が提示されている原資産または金融商品の価格に基づいて決定されるCFDをいいます。

完全両建ポジション：他の未決済ポジションと数量および方向が等しく、かつ反対の未決済ポジションをいいます。

保証人：申込書においてそのように特定された者をいいます。

両建ポジション：第3.7条に定義される意味を有します。

指示：第8.2条に基づき、金融商品の執行に関連してお客様が Vantage Trading に対して行う指示または依頼をいいます。

支払不能事由：以下のいずれかの措置が取られた場合をいいます。

- a) お客様の清算、解散または管理手続きの開始。
- b) 支払能力のある再編または合併を目的とする場合を除き、お客様が債権者またはその一部との間で和議、示談、整理その他これに類する取決めを行うこと、または債権者の利益のための財産譲渡を行うこと
- c) お客様またはお客様の資産もしくは事業に関して、管財人、管理人その他これらに類する者が選任され、または管理を開始すること

法令等：当社が適用を受ける国内外の法令、規則、判決、裁判所命令または制裁制度をいいます。

買方当事者：各注文に関し、店頭デリバティブ契約に基づき原資産を名目的に購入した者として取引確認通知書に特定された当事者をいいます。

追加証拠金請求：入金に加えてお客様が支払うべき金額であって、当社が単独の裁量により決定する金額をいいます。

証拠金外国為替契約：証拠金を差し入れて行う外国為替契約をいいます。

時価評価：当社とお客様との間で締結された店頭デリバティブ契約について、その当初の契約価額ではなく、現在の市場価値を反映させるために日次で再評価することをいいます。当社は、単独の裁量により、当該時価評価額を日次で決定する権利を有します。

合併事由：原資産に関して、次の各号のいずれかに該当する事由をいいます。

- a) 原資産と同一種類の発行済有価証券の全部が他の法人または個人に移転され、またはその全部を移転する取消不能の確約がなされる結果となる、原資産の再分類または変更
- b) 当該原資産の発行体が他の者で行う統合、合併、吸収合併、または拘束力のある株式交換（ただし、当該発行体が存続会社となり、かつ原資産と同一種類の発行済有価証券の全部について再分類または変更が生じない場合を除きます）
- c) 他の法人または個人による公開買付け、株式公開買付け、株式交換の申込み、勧誘、提案その他これらに類する行為であって、原資産と同一種類の発行済有価証券の50%以上を取得し、または取得しようとするものであり、その結果、当該有価証券の全部が移転され、またはその全部を移転する取消不能の確約がなされるもの（当該他の法人または個人が既に保有または支配している有価証券を除きます）

通知：本契約に基づき、または本契約の目的のために行うことが要求され、または許容される通知をいいます。

価格提示不可：MT4／MT5プラットフォーム上に表示されるエラーメッセージであり、現在価格が利用できないこと、または直近価格が有効な市場価格として認められなくなったことを示すものをいいます。このエラーは通常、取引プラットフォームとの接続に障害が生じた場合、または利用可能な最良価格が、あらかじめ指定された最大許容乖離幅を超過した場合のいずれかに発生します。価格提示不可は、市場が高いボラティリティ状態にある場合や流動性が低下している期間中に頻繁に発生します。

オンラインサービス：お客様がオンライン取引プラットフォーム（第三者オンラインプラットフォームを含みます）を通じて当社と取引を行うことを可能にするサービスをいいます。

未決済ポジション：お客様が当社との間で取引または契約を締結し、当該ポジションを決済するためにさらに反対売買その他の取引を行う必要がある状態をいいます。

注文：適用される取引契約条件に基づき、当社とお客様との間で締結される金融商品に係る契約をいいます。

注文価値：各注文について、注文価格または注文レートに注文数量を乗じた金額をいいます。

店頭取引(OTC): Over-the-Counterの略であり、取引所を介さず当事者間で直接行われる取引をいいます。

一部両建ポジション: 他の未決済ポジションと売買の方向は反対であるものの、数量または内容が同一ではない未決済ポジションをいいます。

直前注文価値: 以下のとおり算出される金額をいいます。

- a) 当該注文契約について初めて注文価値を決定する場合は、当該注文の開始時点における注文価値
- b) 上記以外の場合は、直近の評価時点における注文価値

価格提示エラー: 流動性提供者の誤り、ソフトウェアの不具合、誤記、または明白な誤りによる価格提示もしくは価格表示の誤りをいい、価格提示の遅延を含みます。

対当義務: 注文、追加証拠金請求または入金に関連して当社がお客様に対して負う義務をいいます。

基準金利: 当社の流動性提供者が提示する金利に、当社の年率3.5%の取引手数料を加算した金利をいいます。

一般投資家: 当社が提供するサービスの提供を受けることを選択した個人または法人をいいます。

証券情報: 第3.6条に基づき当社が要求する情報をいいます。

売建スワップ金利: 該当する取引日の営業終了時点において、決済通貨に適用される金利をいいます。

株式CFD: 原資産が取引所に上場されている有価証券である金融商品をいいます。

売方当事者: 各注文に関し、店頭デリバティブ契約に基づき原資産を名目的に売却した当事者として、取引確認通知書に特定された当事者をいいます。

特定投資家: 一般投資家に該当しない者をいいます。

スポットCFD: 契約の価値が、スポット市場において価格が提示される原資産または金融商品に基づき算出される差金決済取引をいいます。

不審取引行為: 当社の単独の裁量により(お客様に通知されたか否かを問わず)、お客様が単独または他者と共同して、オンラインサービスを、当該オンラインサービスの完全性もしくは適正な機能、または当社のCFD市場、証拠金外国為替市場、もしくは当該CFDまたは証拠金外国為替契約に関連する原資産市場の公正性に影響を及ぼす方法で利用したと当社が判断または認識する行為をいいます。当該行為が違法または相場操縦等に該当するか否かは問いません。不審取引行為には、以下の行為が含まれますが、これらに限定されません。

- a) オンラインサービスを通じ、市場の自由かつ公正な運営を妨げる目的で行う行為(例: 同一または類似の原資産について、同時期に買建および売建のポジションを保有するなどの注文または注文の組合せにより、人工的、虚偽または誤解を招く取引状況を作成する行為。口座資金の出所[例: 自己資金による入金等]は問いません)
- b) 原資産の現物市場その他の基礎市場において当該原資産に関する取引を行っている場合に、当該原資産に係る注文または注文の組合せを行う行為

- c) 異常な流動性低下時等のスプレッド拡大局面を利用し、市場注文または指値注文によるスキアルピングを行うことにより利益を得ることを意図した注文または注文の組合せを行う行為
- d) 市場終了前または重要な公表前に、過度なレバレッジを用いて価格ギャップを利用する意図で注文または注文の組合せを行う行為
- e) ゼロカット制度(マイナス残高保護制度)を濫用する意図をもって行う取引行為
- f) 搾取的、不誠実、濫用的、または信義則違反と当社が判断する取引行為
- g) お客様、承認ユーザーまたはその関連会社が行う行為であって、当社が不審と判断するもの

スワップチャージ／スワップクレジット：第5.1条および第5.2条に定義される意味を有します。

スワップフリー口座：当社の単独の裁量により提供される口座であって、お客様が翌営業日以降に持ち越されたポジションに対するロールオーバー金利の支払または受領を免除される口座をいいます。

決済通貨：通貨ペアにおける第二通貨をいいます。

本規約：本契約条件ならびにこれに添付される全ての別紙、付属書およびその他の関連書類を総称していいます。

第三者：当社が当該法人との間で契約または取決めに締結し、当該法人が提供するオンライン取引プラットフォーム（以下「第三者オンラインプラットフォーム」といいます）を通じて、お客様に追加的なサービスを提供する目的で、当該プラットフォームへのアクセスを当社がお客様に提供する先をいいます。

第三者オンラインプラットフォーム：第三者が提供するオンライン取引プラットフォームをいいます。

取引確認通知書：お客様と当社との間で成立した金融商品に関する詳細を確認するために、お客様および当社が署名する書面をいいます。

取引契約条件：関連する注文を売買できる価格、時期およびその他の詳細（注文に含まれる内容をいいます）であって、当社が口頭またはインターネットを通じてお客様に提示する条件をいいます。

取引日：暗号資産CFDを除く全ての資産については、祝日を含む月曜日から土曜日までをいいます。暗号資産CFDに関する取引日は、祝日を含む月曜日から日曜日までをいいます。

原資産：株式、株価指数、合成指数、通貨、商品その他の金融商品もしくは構成要素を含むがこれらに限定されない、資産、金融商品、指数、ベンチマークその他の参照値、または当社が随時その裁量により定めるその他の資産をいいます。

受渡日：注文の決済のためにお客様が指定し、当社が合意した日をいいます。かかる日の定めがない場合は、お客様による注文執行後の将来の日付をいいます。また、当初の日付について合意により変更された場合（繰上げまたは繰下げを含みます）の当該変更後の日付も含みます。

評価時点：各営業日の取引終了時、または当社がその絶対的裁量により定めるその他の時点をいいます。

Vantage Trading／当社／私たち：Vantage Trading Prime Ltd. をいいます。

本ウェブサイト：Vantage Trading のウェブサイトを行います。

ホールセール顧客：一般顧客または特定投資家のいずれにも該当しないお客様を行います。

1.4 お客様の表明および保証

a) お客様は、以下を保証します。

- i) 個人の場合、または複数の個人の場合、各自が成年に達しており、法的行為能力を有していること。
- ii) 法人または団体の場合、適法に設立され有効に存続しており、本契約および関連契約を締結する権限を有していること。
- iii) 信託の受託者である場合、適法に選任され、有効な信託証書の下で信託財産から補償を受ける権利を有すること。
- iv) 本契約は、お客様に対して法的拘束力があり、執行可能な義務を構成する。

b) お客様は当社に対し、以下を表明・保証します。

- i) 注文を主として事業または投資目的で行い、個人的、家庭用、または家事用の使用または消費を目的とするものではないこと。
- ii) 本契約の締結および履行は、適用される全ての法令に違反しないこと。
- iii) 提供する全ての情報は真実、正確かつ完全であり、変更が生じた場合は速やかに通知すること。
- iv) 本契約の履行やマージン支払能力に影響する事項を継続的に開示すること。
- v) 単独または他者と共同で疑わしい取引行為を行わないこと。Vantage Trading は、疑わしい取引行為を認識した場合、口座の一時停止、注文の無効化、損失回収等の権利を直ちに行使できること。調査に全面的に協力し、追加の本人確認書類（KYC）、AML情報、資金証明書等を提供することに同意すること。

c) お客様は、以下の事項を確認し、了承します。

- i) 口座開設の申請を行うことにより、お客様は本契約を読み、理解したことを確認したものとします。本契約は、当社の裁量により随時変更される場合があります。本契約の条件を定期的に確認し、更新内容を把握する責任はお客様にあ

ります。全ての変更は、改定後にお客様が注文を行った日、または当社が変更内容をお客様に通知してから10日後のいずれか早い日から、お客様に対して拘束力を持つものとします。当社は、本契約に変更が生じた場合には、お客様への通知に努めます。本契約の更新内容に同意されない場合、お客様は解約条項に従い口座を解約することができます。

- ii) 当社は、お客様が行った表明および保証に依拠して、本契約に基づく取引を締結します。
- iii) 当社に口座登録を行うことにより、お客様は、自己の独立した調査を実施し、当社のプラットフォームおよび提供される商品やサービスについて十分に理解していることを確認します。当社は、お客様に対して勧誘、マーケティング活動、または販売促進活動を行っていません。お客様による口座開設の決定は、自発的かつお客様自身の裁量によるものです。
- iv) 当社は、助言サービスおよび執行専用サービスを提供しますが、最終的な投資判断は常にお客様自身の責任において行われるものとします。
- v) 当社が、お客様の代理として第三者に取引を行わせることを認めるサービスまたは商品を導入する場合があります。お客様が当該サービスを利用することに同意した場合、当該第三者による投資判断、作為または不作為について、当社は一切責任を負いません。また、当該第三者の投資判断または行為に起因してお客様に生じた損失、損害または費用についても、当社は責任を負いません。
- vi) 当社がお客様に助言を提供する場合であっても、当該助言は一般的な情報提供にとどまり、お客様の個別の目的、財務状況または特定のニーズを考慮したものではありません。
- vii) 当社のオンラインサービスの利用には、一定のリスクが伴います。オンラインサービスには、当社のウェブサイト、アプリケーションおよびオンライン取引プラットフォームが含まれますが、これらに限定されません。お客様は、これらのリスクが、お客様側、当社側、または第三者もしくは外部システムに起因するかを問わず、当該リスクに関連して発生する直接的または間接的な損失、

損害、費用または経費について、当社が一切責任を負わないことを確認し、これに同意します。

これらのリスクには、以下の事由が含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 取引プラットフォームへのアクセスを妨げる運用上の障害または中断。
- (b) 電子取引サービス、ソフトウェアまたはモバイルアプリケーションを含む取引プラットフォーム、ならびに関連するシステム、ネットワーク接続または通信における遅延、欠陥または障害。
- (c) サーバーの障害、中断その他の技術的問題により、取引プラットフォームの可用性または機能に影響が生じること。
- (d) 不正アクセス、ハッキングその他の悪意ある行為（フィッシング、ランサムウェアその他のサイバー攻撃を含みます）により、取引プラットフォーム、お客様の口座またはデバイスが標的となること。
- (e) 第三者によるものを含む、お客様の個人情報または財務情報の漏えいまたは流出。
- (f) ウイルス、マルウェア、スパイウェアその他の有害なソフトウェアにより、お客様のシステムに損害が生じること。
- (g) お客様のデバイスの故障または不具合（ハードウェア、バッテリーまたは互換性の問題を含みます）。
- (h) 不安定または脆弱なインターネット接続またはモバイル通信に起因する遅延またはアクセス障害。
- (i) 決済代行業者、ネットワーク提供者、クラウドストレージサービス等の第三者サービスの障害により、取引プラットフォームの運営に影響が生じること。
- (j) 当社またはお客様のハードウェアもしくはソフトウェアの不具合。
- (k) 技術上の障害、不具合または誤作動に起因するあらゆる事象。
- (l) 当社に起因しない技術関連またはシステム関連の誤り。
- (m) お客様は、上記に関連する全てのリスクを自己の責任において負担することに同意し、これらの事由から生じる結果について当社が責任を負わないことを理解し、了承します。

- (viii) お客様が二名以上の法人により構成される場合、通知の受領に関する当社の主要連絡先は、申込書に最初に記載された者としてします。
 - (ix) 本契約に別段の定めがある場合、または本契約締結日以後に当事者間で書面により別途合意された場合を除き、当該後続契約に本契約と矛盾または抵触する条項が含まれているときは、当該矛盾または抵触する範囲において、後続契約の条項が本契約に優先して適用されます。疑義を避けるために付言すると、後続契約によって明示的に変更または抵触しない本契約のその他の条項は、引き続き完全な効力を有します。両契約は、可能な限り並行して適用されるものとします。
 - (x) 本契約の解釈または履行に関して紛争または争議が生じた場合、当社は、その解釈を決定する単独かつ完全な裁量権を有します。当該決定は最終的なものであり、お客様を拘束します。
- d) お客様は、以下の事項を確認し、了承します。
- i) お客様は、インターネットに定期的にアクセスできる環境にあることを確認します。
 - ii) 当社に口座登録を行うことにより、お客様は、当社のサービスの利用がご自身の居住地または管轄地域の法令もしくは規制に違反しないことを確認するとともに、適用される全ての法令および規制を遵守していることを確認します。
 - iii) お客様は、自己の居住地または管轄地域における取引の適法性を確認する責任がご自身にあることを理解します。当社は、お客様がアクセスまたは取引を行うドメインもしくは所在地を把握する義務を負わず、特定の場所からのアクセスを遮断する義務も負いません。お客様は、当社のサービスを利用する前に、関連する現地法令を確認することが推奨されます。また、当社は、当社が提供するサービスの利用が関連法令に違反する国または法域に居住する個人からの申込みを受け付けないことを理解します。

- iv) 本契約に定める場合において、当社が、お客様が提供した電子メールアドレス宛に連絡を行うことに同意します。
- v) お客様は、自身の連絡先情報が常に最新かつ正確な状態に保たれるよう確保することに同意します。
- vi) 本契約が英語以外の言語で提供される場合、当該翻訳版は参考目的で提供されるものです。本契約の正文は英語とします。英語版と外国語版との間に不一致が生じた場合には、不一致の範囲において英語版が優先されます。

2. 口座

2.1 口座開設

- a) お客様が当社と取引を行うためには、有効な口座を保有する必要があります。口座が正式に開設され、かつ清算済資金が受領されてお客様口座に入金・反映されるまでは、いかなる注文も行うことはできません。お客様は、複数の口座を申請することができます。本契約において「口座」とは、追加で開設された口座を含むものとし、「お客様口座」とは、お客様名義の全ての口座を指します。
- b) 口座を申請するには、所定の申込書に必要事項を記入し、提出する必要があります。Vantage Trading は、その単独かつ絶対的裁量により、申請を承認または拒否することができます。申請が承認された場合には、電子メールにより通知します。当社は、適切と判断するいかなる理由に基づいても、申請を拒否することができます。
- c) 口座に入金として反映されるのは、清算済資金に限られます。この取扱いは、当初証拠金および変動証拠金の支払いを目的とする入金にも適用されます。
- d) 当社に預託された資金は、セントルシアの適用法令に従って保持されます。
- e) 当社が、口座が開設されていない場合または清算済資金が受領されていない場合において、お客様に注文を許可したとしても、本契約に基づくお客様の当社に対する責任が軽減または制限されることはありません。
- f) 当社は、特定の口座種別について、取引活動の基準、最低入金額、その他の業績基準を含む適格要件または有効化要件を設定することがあります。お客様がこれらの要

件を満たしているか否かの判断は、当社の単独かつ絶対的裁量により行われます。たとえお客様が関連基準を満たしているように見える場合であっても、当社は、当該口座種別の有効化を拒否し、延期し、または取消す権利を留保します。

- g) お客様は、当社が、その単独かつ絶対的裁量により、各口座種別に適用されるレバレッジ設定、証拠金要件その他の取引条件を決定し、変更し、または修正することができることに同意し、これを了承します。これには、口座の移管、転換またはアップグレードに伴う変更が含まれます。

2.2 口座情報

- a) お客様は、当社に提供する全ての情報が常に真実かつ正確であることを保証します。また、当該情報に変更が生じた場合には、直ちに当社へ通知するものとします。
- b) お客様は、口座に関連する全てのセキュリティ情報を秘密として保持する義務を負います。これには、ユーザー名、口座番号、ユーザーIDおよびパスワードが含まれますが、これらに限定されません。これらのセキュリティ情報が設定された後は、当該情報を使用して口座を操作する者の権限について、当社は確認義務を負いません。お客様は、当該セキュリティ情報が秘密性を失った、またはそのおそれがあると認識した場合には、直ちに当社へ通知しなければなりません。

2.3 アフィリエイトおよびイントロデュースング・ブローカー（IB）

お客様がアフィリエイトまたはイントロデュースング・ブローカー（IB）の紹介により当社へ登録した場合であっても、当該アフィリエイトまたはイントロデュースング・ブローカーが、お客様の口座にアクセスできる、またはお客様に代わって行為する権限を有するものとみなしてはなりません。これには、当社に対して指示を送信することや、お客様の取引履歴を閲覧することが含まれますが、これらに限定されません。ただし、当該者が正式に承認された代理人として適法に登録されている場合は、この限りではありません。

2.4 承認ユーザーおよび権限の範囲

- a) 当社は、お客様に代わって指示を行い、注文を発する者（以下「承認ユーザー」といいます）を、お客様が指定することを認める場合があります。承認ユーザーに

は、アフィリエイト、イントロデュース・ブローカー、トレーディング・エージェント、ならびにお客様が当社のサービスへのアクセスまたはお客様に代わる注文の発出を許可した者が含まれます。これには、お客様が選任したファンドマネージャーが含まれますが、これらに限定されません。お客様と当社との間で別途契約が締結されていない限り、承認ユーザーの指定は、委任状による授權の形式による書面通知をもって当社に通知しなければなりません。

- b) 当社が当該通知を受領した時点で、承認ユーザーの変更は直ちに効力を生じます。ただし、当該通知は、既に執行された注文には影響を及ぼしません。
- c) 承認ユーザーの任命は、当社がその取消通知を受領するまで、有効に存続します。
- d) お客様は、一般的に、または特定の承認ユーザーに関して、全部または一部の注文に適用される権限の範囲を当社に通知することができます。この権限の範囲は、当社がその撤回通知を受領した時点で、お客様により撤回することができます。
- e) 承認ユーザーがその権限の範囲内で行った全ての指示および受諾された注文は、お客様自身が行った指示および注文とみなされ、お客様を法的に拘束します。
- f) お客様から異なる通知を受領するまで、当社は、全ての既存の承認ユーザーが、その権限限度内において当社と法的拘束力のある注文を執行する権限を有しているものとみなすことができます。
- g) お客様は、承認ユーザーがその権限の範囲内で行った注文に起因して生じた損失について、当社を補償し、免責することに同意するものとします。

2.5 入金

- a) 当社は、以下の情報を確認することができるオンラインサービスへのアクセスをお客様に提供します。
 - i) お客様が当社に対して行った注文
 - ii) お客様が支払った、または支払う義務を負っている金額
 - iii) 当社がお客様に支払った、または支払う義務を負っている金額
- b) 口座への入金は、以下のいずれかの方法により行うことができます。
 - i) オンライン銀行振込
 - ii) 当日銀行振込

iii) 国際電信送金

- c) 当社は、お客様が口座への入金または出金に利用する支払方法について、これを削除し、または制限する権利を留保します。
- d) お客様は、当社が注文を受け付ける前に、十分な清算済資金を口座に預け入れていなければなりません。当社は、必要に応じて、各注文に必要な証拠金額をお客様に通知します。
- e) 当社は、お客様に通知することにより、本サービスの利用に関して追加の手数料または費用を課すことができます。お客様が当該手数料または費用に同意しない場合は、当社に通知することにより、本契約を解除することができます。当社が当該解除通知の受領を確認した場合、当該手数料または費用は、当社が当該通知を発する前に行われた注文には適用されません。
- f) 当社は、本サービスの利用に関連して、お客様が第三者の銀行その他の取引相手方に対して負担する手数料または費用について、一切責任を負いません。
- g) 本契約に基づく全ての支払いは、米ドル、または当社が合意するその他の通貨で行われるものとします。
- h) 当社は、お客様が入金した資金が、お客様本人以外の者、すなわちお客様名義以外の支払方法から拠出されたものであると認識した場合、またはその疑いがある場合には、当該入金を拒否し、資金を元の送金元に返金し、関連する取引を無効とし、さらに本契約を終了させる権利を留保します。
- i) 当社が、当該支払方法がお客様名義であることを十分に確認できない場合、当社は、お客様の口座に当該入金を反映させるか否かを決定する前に、その証明書類の提出を求める権利を留保します。
- j) 当社は、お客様の入金を受け入れるか否かを判断する絶対的な権利および単独裁量を有します。たとえ当該資金が当社に送金されていたとしても、その資金源が当社の満足する形で完全に確認されるまでは、当社により受領されたものとはみなされません。当社は、その審査手続の詳細をお客様に開示する義務を負いません。ただ

し、お客様は、確認手続において 当社に全面的に協力する義務を負い、追加の本人確認書類（KYC）、マネーロンダリング防止（AML）関連情報、資金証明その他 当社が状況の評価および確認のために必要と判断する関連書類を提出しなければなりません。入金が内部コンプライアンス要件を満たしているか否かの判断は、当社の単独裁量により行われます。確認手続の期間中、お客様は、(i) 当該確認手続に起因または関連して生じるいかなる遅延、損失、費用、経費その他の結果についても 当社が責任を負わないこと、ならびに (ii) 当社に対して補償、利益請求または損失請求を行うことができないことを、明示的に認め、同意します。当社が当該資金が内部コンプライアンス要件を満たさないと判断した場合、当社は、注文（存在する場合）を、あたかも当該注文または取引が行われなかったかのように取り消す権利を有します。お客様は、当該判断に関連して 当社に対して補償、利益請求または損失請求を行うことができないことを、さらに確認し、同意します。

- k) 当社は、単独かつ絶対的裁量により、いかなる口座種別またはお客様に対しても、最低入金額または資金拠出基準を指定、変更または免除することができます。適用される最低基準およびお客様がこれを満たしているか否かの判断は、当社の単独裁量により行われます。

2.6 出金

- a) 口座に自由残高がある場合、お客様はその全部または一部の支払いを当社に請求することができます。
- b) 当社は、以下の場合において、その単独裁量により、お客様が請求した出金の全部または一部を留保することができます。
 - i) 当社が証拠金義務または証拠金要件を満たすために、お客様に対して一定額の資金を口座に維持することを求めている場合。
 - ii) 本契約条件に基づき、当該金額を留保する権利を有する場合。

- c) 当社は、送金先の銀行口座またはその他の口座の名義が取引口座名義と異なると合理的に判断した場合、当該口座への送金指示に応じることを拒否する権利を有します。
- d) 当社は、お客様の指示において指定された時期に従い、お客様に対する支払いを行うよう努めます。ただし、お客様が指定した口座への資金到達の遅延により生じた直接的、間接的または結果的損失（逸失利益を含みます）については、いかなる場合も責任を負いません。
- e) お客様は、全ての出金請求が当社の審査および承認を要することを認め、これに同意します。出金は、当社が随時その単独かつ絶対的裁量により定める出金条件、限度額または適格要件に従う場合があります。当社は、事前の通知なく、その単独裁量により、出金の時期、金額および方法を決定する絶対的な権利を留保します。これには、市場のボラティリティ、予定されたニュース発表、または流動性の状況がお客様の未決済ポジションまたは証拠金水準に重大な影響を及ぼす可能性がある場合が含まれますが、これらに限定されません。当社は、出金が安全かつ適切に処理可能であると判断するまで、出金請求を一時的に遅延、制限または拒否することができます。お客様は、当該裁量の行使により生じた損失、遅延または機会損失について、当社が責任を負わないことに同意します。
- f) 受取銀行または受益銀行が支払いを適切に処理しなかった場合、当社は責任を負いません。
- g) 当社は、当日の決済時刻前に清算済資金を受領した場合に限り、当該日に国際送金を行う義務を負います。当日の決済時刻後に受領した資金に関する国際送金は、翌営業日に行われます。

お客様は、口座への入出金が、当社ウェブサイトに掲載される当社の入出金ポリシーに従うことに同意します。

2.7 お客様資金の取扱い

- a) お客様が当社に預託した資金、当社またはその代理人がお客様のために受領した資金、ならびに金融商品の決済によりお客様に帰属する利益は、当社が指定する一または複数の口座に預け入れられ、分別管理口座において管理されます。これは、通常、お客様が指定口座へ資金を支払った場合であって、以下のいずれかに該当するときに適用されます。
 - i) 実際の入金受領日の翌営業日までに、当該金融商品の条件に合意しない場合。
 - ii) 当社が直ちに当該金融商品を発行しない場合。
 - iii) 入金額が当該金融商品の価格を下回り、かつ当社が当該金額では直ちに金融商品を発行しない場合。
 - iv) 入金額が当該金融商品の価格を超過し、かつ超過額が翌営業日までにお客様へ返還されない場合。
 - v) お客様資金が分別管理されている場合であっても、当該分別管理は、お客様資金を損失のリスクから完全に保護することを保証するものではありません。
- b) お客様資金は、当社の運営資金および資産とは分別して管理されます。ただし、適用法令に従い、認可および許可を受けた第三者金融機関に開設された同一の口座において、他のお客様資金と混合して保管される場合があります。
- c) 当社は、分別管理口座に保管または運用された資金から生じる利息を取得する権利を有します。
- d) 当社は、適用法令に従い、ホールセール顧客（特定投資家を除きます）に関して相手方との取引を管理するために、お客様分別口座内の資金を使用することができます。これには、当該取引に関連する証拠金の差入れ、保証、担保設定、移転、調整または決済が含まれます。ただし、当該使用は、当社が当該義務を実際に負担した時点に限られます。
- e) お客様がホールセール顧客（特定投資家を除きます）に該当する場合、お客様は、本契約を締結することにより、前各項に定める方法に従ってお客様分別口座内の資金を使用することについて、当社に対し授權を与えることを確認します。

- f) お客様は、第4.6条が、本条の目的のために当社が負担した義務を履行するために必要な金額を、お客様への通知または追加の承認なく分別口座から引き出すことについて、十分な書面による授權を構成することを確認します。お客様は、当社が第三者との間で締結する契約（存在する場合）および分別口座から引き出された資金が預け入れられる口座に関して、いかなる権利または請求権も有しません。また、お客様は、取引相手方との取引において不履行が生じた場合、または分別口座全体の残高が不足した場合には、お客様口座の残高が保護されない可能性があることを確認します。
- g) 当社は、取引の執行および決済を円滑に行うため、第三者の執行業者と契約を締結することができ、本目的のために、お客様資金に該当しない入金および決済資金を当該業者に提供することがあります。
- h) 当社が、注文、追加証拠金請求または入金に関連してお客様から資金を受領した場合、お客様は直ちに、取引契約条件に基づく 当社の相互債務を取得します。当該支払いは「お客様資金」には該当せず、お客様が当社から当該相互債務を購入したものとみなされます。

3. 取引

3.1 指図および注文の成立

- a) 当社によるレートの提示は、電話、電子メール、対面またはオンラインサービスを通じて行われます。当該提示は拘束力を有するものではなく、当社が注文を成立させる権利を行使した時点で合意されたレートが適用されます。疑義を避けるために付言すると、お客様がオンライン取引プラットフォームを利用して取引を行う場合において、お客様が当該取引プラットフォームを通じて実行しようとする指示の伝送が不正確、遅延または未受信であったときは、当社はこれについて一切の責任を負いません。

- b) お客様または承認ユーザーは、デスクトップコンピュータまたはモバイルデバイスを通じて当社プラットフォームを利用し、取引指示を発することができます。
- c) 当社は、その裁量により、電子メール、電話その他の手段によるお客様からの注文または指示を受け付けることがあります。
- d) お客様または承認ユーザーが当社の取引プラットフォーム上で注文を実行した場合、当該者は、提示価格により取引を行う申込みを行ったものとみなされます。お客様または承認ユーザーが提示した取引契約条件および価格は、当社がその裁量により当該注文を承諾し、これを確認するまでは、拘束力を有しません。
- e) 当社が当該承諾の権利を行使した時点で、お客様と当社との間に注文が成立します。注文が成立した時点で、当事者は、当該注文に適用される取引契約条件および本契約の内容に拘束されます。
- f) 当社の取引システムは、内部リスク制限またはシステム上のパラメータに基づき、事前取引検証または自動的な注文拒否を適用する場合があります。これらは、当社の単独かつ絶対的裁量により決定、維持および変更されます。
- g) 当社は、お客様または承認ユーザーが提案した注文の成立を拒否する権利を留保します。当社は、その理由を開示する義務を負いません。ただし、当社は、注文を成立させなかった場合には、速やかにお客様へ通知します。
- h) お客様または承認ユーザーが、電話、電子メール、対面またはオンラインサービスを通じて当社に連絡し、適切なお客様参照番号（および当社が指定するその他のセキュリティ確認情報）を提供した場合、当社は、以下の情報の提供を求めることができます。ただし、これらを要求する義務を負うものではありません。
 - i) お客様の連絡先情報
 - ii) 口座番号
 - iii) その他の本人確認情報
 - iv) お客様が注文しようとする注文の種類（注文対象資産に基づくもの。例：為替レート、通貨ペア、商品、貴金属、指数等）

- v) 注文におけるお客様のポジション（買方当事者または売方当事者の別）
 - vi) 注文数量
 - vii) 注文価格またはレート
 - viii) 当社が随時要求するその他注文に関する情報。これらの情報は、その全部または一部をもって「指示」を構成するものとしますが、これらに限られません。
- i) 注文は、以下のいずれかの形式により行うことができます。
- i) 当日注文：当該注文は、GMT 22:00に自動的にキャンセルされます。
 - ii) GTC注文（取消されるまで有効な注文）：お客様が当該注文をキャンセルするか、または当社が当該注文を受諾するまで、有効な状態で維持されます。
- j) 注文は以下の方法で発注することができます。
- i) 成行注文：市場で可能な限り速やかに、入手可能な価格で金融商品を買付または売却する注文。
 - ii) 指値注文および逆指値注文：各金融商品について、あらかじめ設定された価格水準に到達した場合に発動する注文、またはこれらの注文タイプを組み合わせた注文。
- k) 買い指値注文と売り指値注文は現在の市場価格より低く、売り指値注文と買い指値注文は現在の市場価格より高く設定する必要があります。売り注文の買い気配値または買い注文の売り気配値に達した場合、注文は市場で得られる価格で可能な限り速やかに約定されます。したがって、指値注文と指値注文は特定の価格水準や数量での執行が保証されるものではありません。
- l) お客様がオンラインプラットフォームを利用し、当該プラットフォーム提供者がお客様に代わって自動的に取引を行う機能を選択した場合、各注文の受諾は自動的に行われます。オンラインプラットフォームを通じて取引権限を委任する場合、当社の役割は当該プラットフォームのインフラ提供に限定され、お客様または承認ユーザーによる取引判断について一切責任を負いません。お客様と当該提供者との間の全ての取り決めは、当該提供者とお客様との間で締結される別途の契約に基づくものとします。

- m) お客様は、当社がお客様の代理として金融商品を裁量により売買するものではなく、お客様自身がオンラインプラットフォームを通じて当該提供者の取引戦略を利用していることを認識するものとします。
- n) お客様は、以下の事項について当社を補償するものとします。
 - i) お客様または承認ユーザーが当社に対して指示を提供する際の誤り
 - ii) 認可ユーザーの行為または不作為に起因して生じた一切の行動、損失、損害、紛争
- o) お客様は、全ての取引判断が自己の裁量および自己の責任とリスクにおいて行われることを認めます。お客様は、取引を行う前に、自身の財務状況、投資目的および経験水準を慎重に検討するものとします。疑義がある場合には、独立した金融、法律、税務その他の専門家から助言を受けることが強く推奨されます。当社は、執行専用の取引プラットフォームとして運営されるものであり、個別または一般的な投資助言、推奨または取引シグナルを提供するものではありません。第三者または当社を名乗る個人から提供されたコメント、意見、提案または資料は、当社の見解または承認を示すものではありません。お客様は、当該情報に依拠して取引判断を行うべきではありません。

3.2 注文の取消または変更

- a) お客様が注文の金額または期日を変更することを希望し、Vantage Trading に連絡した場合、当社は、その裁量により、市場状況を考慮した合理的な変更後の取引契約条件を提示することができます。お客様は、当該変更後の取引契約条件を受諾して新たな注文を成立させるか、または従前の注文の取引契約条件に従い注文を維持することができます。
- b) 注文が既に発注された後に、お客様が当社に対し注文の取消しを希望する旨を通知した場合、または本契約に基づき当社がお客様を当該注文もしくは本契約を終了したものとみなすことができる場合、当社は、その裁量により、当該注文のみ、または当該注文および本契約の双方を終了させることができます。ただし、当社は、その裁量により、当該注文の履行を要求することができます。

- c) お客様が注文を取消した場合、またはその履行を怠った場合、お客様は、当該取消しまたは不履行に関連して当社が被った一切の損失、損害、費用または経費について責任を負うものとします。
- d) お客様は、注文を取り消した場合、入金の一部または全部が没収されることがあることを認めます。当社が損失を被った場合、当社は、注文の決済または終了に関連して発生した手数料、費用または損失を、お客様の入金その他当社が保有するお客様の資金と相殺する権利を有します。

3.3 通貨換算

- a) 本契約に基づく支払いは、本条に定める条件に従い、以下の通貨により行うことができます。オーストラリアドル（AUD）、米ドル（USD）、英ポンド（GBP）、ユーロ（EUR）、カナダドル（CAD）、日本円（JPY）、ニュージーランドドル（NZD）、シンガポールドル（SGD）または香港ドル（HKD）。
- b) 確定した利益および損失は、当該取引において指定された通貨で算定された後、ポジション決済時点のスポットレートにより、口座の基準通貨に換算されます。
- c) お客様が口座の基準通貨と異なる通貨により支払いを行った場合、当該支払いは、当社の指定する金融機関が提示するスポットレートにより、口座の基準通貨へ換算されます。
- d) お客様から当社への支払い、および当社からお客様への支払いは、別途合意がない限り、全て口座の基準通貨に換算されます。
- e) 当社は、通貨換算に関して手数料を請求しません。

3.4 取引確認および取引明細書

- a) お客様が当社に注文を行う都度、執行された取引の確認は、当社プラットフォーム上に表示されます。
- b) お客様は、取引確認を電子的方法により受領することに同意するものとします。これには、オンラインサービスを通じた受領が含まれます。

- c) 当社は、日次および月次の取引明細書を、当社プラットフォームまたはその他のオンラインサービスを通じて提供します。
- d) 当日の決済時間終了後において、お客様が取引を行った場合、またはオープンポジションを保有している場合、当社プラットフォームは日次明細書を作成し、これをお客様の登録済みメールアドレスへ送信するとともに、プラットフォーム上で閲覧可能とします。
- e) 月末締め後、当社はお客様の取引明細書の電子版を作成し、これをメールで送信するとともに、プラットフォーム上で閲覧可能とします。月次明細書は日次明細書と同様の内容を含みますが、当該月における全ての口座変動および取引を対象とします。
- f) お客様は、取引確認ならびに日次および月次明細書の内容を速やかに確認する責任を負います。取引確認または明細書に誤りがあると認識した場合には、お客様は直ちに当社に通知するものとします。当社は、取引確認または明細書がお客様により受領され、または閲覧可能となった時点から48時間以内に誤りの通知がなされない限り、当該取引確認および明細書の内容が正確であるものとみなす権利を有します。

3.5 電話および電子メールによる取引

- a) 承認ユーザーは、当社に対し、電話により指示を行い、注文の受付および実行を依頼することができます。当社は、電話による指示の受領および注文の実行について、その独自の裁量を有します。
- b) 当社は、発信者の氏名を確認し、当該氏名が、お客様により承認ユーザーとして当社に通知されていることを確認することにより、発信者の権限を確認する場合があります。当該確認により発信者の身元が確認された場合、当社は、お客様から事前に通知された内容に従い、当該発信者が完全な権限を有するものとみなすことができます。

- c) お客様は、当社がお客様または承認ユーザーから受けた各電話による指示およびその他の会話（インターネットを通じた会話（例：チャット）を含みます）を録音する場合があることを認め、これに同意するものとします。また、お客様は、各承認ユーザーが当該録音について認識し、これに同意していることを保証するものとします。当該録音は当社の所有物とします。録音は、取引契約条件に関してお客様との間に紛争が生じた場合に当該取引条件を確認する目的、ならびに研修およびモニタリングの目的で 사용할 ことができます。
- d) 承認ユーザーは、当社に対し、電子メールにより指示を行い、注文の受付および実行を依頼することができます。当社は、電子メールによる指示を受領し、これを受け入れる場合があります。お客様は、当社がお客様の指示を受け入れた場合、当該指示に拘束されることを認め、同意するものとします。

3.6 オンラインサービス

- a) お客様または承認ユーザーがオンラインサービスを利用する場合、お客様または承認ユーザーは、以下の行為を行うことができます。
 - i) 当社に注文を行い、または指示を出すこと。
 - ii) 一つ以上の金融商品の入手可能性、価格または価値について問い合わせること。
 - iii) 一つ以上の金融商品に関する市場データおよびその他の情報を受領すること。
 - iv) 本契約に基づく義務の履行状況を監視すること。
 - v) Vantage Trading における口座または取引に関連する確認書、口座残高その他の情報を受領すること。
 - vi) 当社がオンラインサービスを通じて随時提供するその他の機能を利用すること。
- b) お客様は、当社の求めに応じて承認ユーザーの一覧を提供する責任を負い、当該一覧に変更があった場合には、速やかに当社に通知するものとします。

- c) オンラインサービスは、当社が独自に提供するサービス、または当社との契約に基づき第三者が提供するサービス（例として、取引所またはソフトウェア提供者によるサービスを含みます）である場合があります。
- d) お客様は、当社またはオンラインサービスの提供者により定められたオンラインサービスの操作に関する規則または要件を遵守する義務を負います。
- e) 当社は、セキュリティ上の理由、サービス品質の維持、お客様が支払期日までに支払いを行わなかった場合、本契約のいずれかの条項に違反した場合、その他理由の如何を問わず、事前の通知なく、オンラインサービスへのアクセスの全部または一部を、お客様または承認ユーザーに対して一時停止し、撤回し、または拒否することがあります。
- f) お客様は、オンラインサービスへのアクセスを終了する場合、当社に対し書面により通知することができます。
- g) 当社は、独自の裁量により、以下の場合には注文を遅延させ、拒否し、または取り消すことがあります：
 - i) 取引が違法である、または金融犯罪に関係する可能性があると思われる場合
 - ii) お客様が疑わしい取引活動に関与していると疑われる場合
 - iii) 当該取引を行うことで当社が法令遵守義務に違反する可能性があるとして判断した場合
 - iv) お客様が本契約に違反していると判断した場合

前各号の場合において、当社は、指示の実行を遅延し、または拒否したことについて責任を負いません。

- h) 当社は、指示の受領確認、または承認ユーザーによる指示の真正性の確認について責任を負いません。
- i) お客様は、以下の事項を確保するため、あらゆる合理的な予防措置を講じなければなりません。

- i) セキュリティ情報が機密として保持されること。
 - ii) セキュリティ情報の提供を受けた各承認ユーザーが、当該情報を安全かつ機密として保持すること。
 - iii) 権限を有しない者がセキュリティ情報を使用できないこと。
- j) お客様は、以下のいずれかの事実を疑い、または発見した場合には、直ちに Vantage Trading に通知しなければなりません。
- i) 自己のセキュリティ情報が紛失し、または盗難にあった場合
 - ii) 第三者が自己のセキュリティ情報を知っている場合
 - iii) 第三者が自己のセキュリティ情報を使用し、または使用を試みた場合
- k) お客様は、以下を行ってはなりません。
- i) 承認ユーザー以外の者に対し、セキュリティ情報の使用、または当該セキュリティ情報を用いたオンラインサービスへのアクセスもしくは利用を許可し、同意し、または容認すること。
 - ii) 承認ユーザー以外の者に対して、セキュリティ情報を提供し、開示し、または利用可能な状態に置くこと。
 - iii) ウイルス、トロイの木馬、ワーム、ロジックボムその他の悪意のある、または技術的に有害な素材を故意に導入することにより、オンラインサービスを不正に利用すること。
 - iv) オンラインサービス、またはオンラインサービスに接続されたサーバー、コンピュータもしくはデータベースに対して、不正アクセスを試みること。
 - v) サービス拒否攻撃または分散型サービス拒否攻撃により、オンラインサービスを攻撃すること。
- l) お客様は、以下の事項を認め、これに同意するものとします。
- i) オンラインサービスへのアクセスは、セキュリティ情報の使用によってのみ付与されること。
 - ii) セキュリティ情報の不正な開示または使用の結果、ならびに承認ユーザーの作為または不作為の結果については、お客様が責任を負うこと。

- iii) Vantage Trading は、セキュリティ情報を使用して、お客様により、もしくはお客様の代理として、またはお客様の代理人であると表示して行われた全ての指示に依拠する権利を有すること。本規約のその他の条項にかかわらず、Vantage Trading は、セキュリティ情報を使用した指示またはその他の通信に従って行動したことにより生じた損失について責任を負わないものとします。
- iv) オンラインサービスを通じて入力された注文の処理、執行、変更または取消しに遅延が生じる場合があること。
 - 注文の変更または取消しの指示が処理される前に、当該注文が約定される場合があること。
 - 関連する変更または取消しが効力を生じるまでの間、お客様は当初の注文を決済する責任を引き続き負うこと。
 - 市場情報の配信の遅延、または注文もしくは注文の変更もしくは取消しの指示の処理の遅延に起因して、お客様または承認ユーザーに生じた損失について、当社は責任を負わないこと。
- v) オンラインサービスを通じて提出された注文の処理、執行または取消しについては、当該注文を誰が入力したか、注文入力に誤りがあったか否か、または遅延があったか否かにかかわらず、当社は責任を負わないこと。
- vi) オンラインサービスは「現状有姿」で提供されるものであり、法令により求められる場合を除き、当社はオンラインサービスに関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行わないこと。
- vii) オンラインサービスを通じて提供される情報の伝達速度は、利用者のインターネット接続速度、利用者の設定、オンラインサービスに同時にアクセスする利用者数、オンラインサービスにより受信および送信される情報量その他これらに類する要因を含むがこれらに限定されない複数の要因に左右されること。
- viii) オンラインサービスはコンピュータおよび通信システムを通じて提供されるものであるため、一般に認められた業界標準および慣行に従っている場合であっても、当該サービスを通じた取引には重大なリスクが存在すること。
- ix) お客様は、オンラインサービスの利用により行われた全ての注文および指示について責任を負うこと。これには、お客様または承認ユーザーによる不正使

用、詐欺または濫用の場合、ならびにお客様または承認ユーザーがセキュリティ情報を第三者に開示した場合を含むこと。

- x) 当社は、オンラインサービスへのアクセスに必要な最低仕様を変更し、また、現在提供しているサービスについて運用上の変更を行い、その内容を変更することができること。当社は、当該変更について、クライアントエリアへの掲載、取引プラットフォーム上へのメッセージ掲載、または電子メールによりお客様に通知すること。
- xi) オンラインサービスまたはそのいずれかの機能が利用不能となり、または障害が発生した場合（電話または電子メールの利用の手配を含みますが、これらに限定されません）、お客様は、オンラインサービスを通じて提供される注文の執行またはその他のサービスについて、代替手段を確保する責任を負うこと。
- m) お客様は、自らの電子ソフトウェア、機器および設備を取得し、維持し、ならびにそれらの互換性を確保する責任を負うこと。当社は、オンラインサービスの利用に起因して生じたお客様のデータ、ソフトウェア、コンピュータ、電子機器、通信機器またはその他の設備の損失または損害について、当該損失または損害が当社の過失または故意の不履行に直接かつ単独で起因する場合を除き、責任を負わないこと。
- n) お客様は、自らの電子機器および設備にウイルスその他のマルウェアが存在しないことを確保する責任を負うこと。また、これを怠ったことにより生じた損失について、当社は責任を負わないこと。当社は、オンラインサービスをウイルスおよび破損ファイルのない状態に維持するよう務めるが、オンラインサービスがウイルスその他の汚染性または破壊的性質を有するものによる感染がないことを保証するものではないこと。当社は、オンラインサービスへのアクセスが中断されず、継続的であり、またはエラーがないことを保証しないこと。
- o) 本条項に違反した場合、お客様の行為が刑事犯罪を構成する可能性があること。当社は、当該違反を関係する法執行機関に通報することができ、また、お客様の身元を開示することにより当該当局に協力することができること。前号の違反があった場合、お客様のオンラインサービスを利用する権利は、事前の通知なく直ちに終了すること。当社は、分散型サービス拒否攻撃、ウイルスその他の技術的

に有害な素材によりお客様の電子機器または設備に感染して生じた損失または損害について、責任を負わないこと。

3.7 両建ポジション

- a) 当社は、随時、特定の金融商品について両建ポジションの執行を認める場合があります。両建ポジションとは、他の未決済ポジションと反対方向の未決済ポジションをいいます。すなわち、同一の金融商品について、反対方向のポジション（例えば、お客様が買方当事者と売方当事者の双方となる場合）を保有する状態を指します。両建ポジションには、完全両建ポジションおよび一部両建ポジションがあります。
- b) 当社は、完全両建ポジションについて必要証拠金をゼロに減額する権利を留保します。また、一部両建ポジションについても必要証拠金を減額する権利を留保します。必要証拠金を減額した場合であっても、当社は、いかなる時点においても証拠金の預託を要求する権利を放棄するものではありません。
- c) お客様は、両建ポジションの必要証拠金が減額されている場合において、当該両建ポジションを構成するいずれかの未決済ポジションを決済したときは、当該未決済ポジションについて直ちに全額の必要証拠金が発生することを認め、これに同意するものとします。十分な証拠金がない場合、当該未決済ポジションは第3.2条(c)に従って決済されます。
- d) 当社は、当社の単独の裁量により、両建ポジションがお客様により濫用されていると判断した場合（当該両建ポジションが通常取引過程におけるものではないと当社が判断する場合、または疑わしい取引活動を構成すると判断する場合を含みますが、これらに限定されません）、通知なくいつでもクローズアウト価値により当該両建ポジションの全部または一部を決済することができます。

本契約により、会社はお客様の口座を調査するにあたって裁量権を行使することに合意されます。調査結果に基づき、当社は、お客様の口座が調査対象である旨を通知することができ、また、顧客契約違反について事前に通知するか否かを問わず、直ちに口座を終了する権利を留保します。さらに、Vantage Trading は、疑わしい取引から生じた利

益を取り消し、ならびに／または当該取引口座を終了し、ならびに／または当該行為に関連すると合理的に認められる全ての口座を終了する権利を有します。

3.8 遅延および価格提示エラー

- a) 当社は、お客様および／または承認者の指示を速やかに処理するよう努めますが、当社に起因するか否かを問わず、価格提示不可の状況を含む取引完了における遅延、損害、不履行または誤りについて責任を負わないものとします。
- b) 価格提示エラーまたは価格提示不可エラーが発生した場合、当社は、以下の権利を有し、かつ責任を負いません。
 - i) 当該エラーから生じるいかなる損害、請求、損失、責任または費用についても責任を負わないこと。
 - ii) 関係するお客様の取引活動を、別途通知があるまで制限または停止する権利を留保すること。
 - iii) 当該エラーを是正するために必要な調整を行う権利を留保すること。
- c) 当社は、お客様が公正な市場価格を反映していない価格で取引を行った、または以下の理由により異常に低いリスク水準で金融商品を取得もしくは売却したと合理的に判断した場合、当該取引を取消もしくは反転させ、または当該取引の契約条件を変更する権利を有します。
 - i) 当社の取引プラットフォーム、ウェブサイトのソフトウェア、またはマーケットデータ配信における未検出のプログラミングエラー、バグもしくは不具合。
 - ii) 価格配信の遅延、データフィードエラー、異常なクオート、誤った価格設定パラメータ、明白な計算誤り、その他の価格エラー等の問題。
- d) お客様は、取引プラットフォームまたはウェブサイトにおいて発生した問題、エラー、または疑われるシステム上の不備について、当社に報告する義務を負います。お客様は、当該システム上の問題またはエラーを利益目的で悪用または裁定取引を行ってはならないものとします。
- e) 一部の取引については、お客様が注文を行った時点において、参照対象商品が取引されている機能中または開場中の市場もしくは取引所が存在しない場合があります。その場合、当社は、関連市場における価格変動、その他の市場要因、およびお客様の注

文に関する情報その他の関連事情を考慮のうえ、公正な原資産価格を決定するよう努めるものとします。

- f) 当社が、本契約または注文に基づく義務を、その支配を超える要因または不可抗力事由により履行できない場合、当社は、合理的に実行可能な限り速やかにお客様に通知するものとします。
- g) 当社は、関連する通貨の該当金融市場における市場状況が著しく混乱していると合理的に判断した場合、いつでもお客様に通知することができます。これには、当社の判断により、当該通貨の預金が当該金融市場において通常の営業過程で当社にとって入手不能である場合、または国内もしくは国際的な金融、政治もしくは経済状況、もしくは為替管理により実務上不可能である場合を含みますが、これらに限定されません。
- h) 前項の通知がなされた場合、当社の義務は、当社とお客様が代替措置について協議している間、停止されるものとします。当事者がバリュート以前に合意に達した場合には、その代替措置が適用されます。当該期間内に合意に至らなかった場合には、各当事者は、当該取引に基づく自己の義務から解放されるものとします。

3.9 取引時間

- 1. マージンFX契約およびCFDの取引時間は各金融商品により異なり、関連する原資産の取引時間に依存します。取引時間は当社のウェブサイトに掲載されています。
- 2. 当社は、その合理的な判断により、関連する原資産の価値、または当社が提供する店頭デリバティブ契約の原資産の価値に影響を及ぼすと考えられるいずれかの法域における祝日において、価格を提示し、または注文を受け付ける義務を負わないものとします。当社は、当該祝日および影響を受ける原資産について、オンラインサービス上で通知するものとします。

4. 当初証拠金

4.1 証拠金

未決済ポジションを生じさせる取引を行う前に、お客様は、当社が算定する当該ポジションに係る当初証拠金を口座に入金する必要があります。当社は、市場の変動性、流動性の状況、お客様の口座資本、予定されている経済指標もしくはニュースイベント、その他当社がリスク管理上関連すると合理的に判断する要因への対応を含みますが、これらに限定されることなく、事前通知の有無にかかわらず、自動または手動により、いつでも（リアルタイムを含みます）適用されるレバレッジ比率、証拠金率または必要預託額を、その単独の裁量により調整する権利を留保します。

4.2 証拠金義務

- a) お客様は、本契約に基づき当社が要求する証拠金の金額を支払わなければなりません。疑義を避けるために付言すると、お客様が承認ユーザーに対し、承認ユーザーが保有する別個の口座において自己の資金を管理することを認めた場合、当該資金はもはやお客様の資金とはみなされません。
- b) 証拠金預託は、清算済資金が顧客口座に入金された時点、または当社が認めるそれ以前の時点において、当社により計上されます。したがって、当社による予定ポジションまたは未決済ポジションに係る証拠金要件は、お客様の支払いが清算済資金として顧客口座に入金されるまでは充足されたものとはなりません。
- c) 証拠金預託または支払いが清算済資金として顧客口座に入金されなかった場合、当社は、実現損失または未決済ポジションから生じる損失を含むいかなる損失についても責任を負いません。
- d) お客様は、当社が当該支払いについてお客様に通知を行うか否かにかかわらず、または必要額についてお客様が実際に認識しているか否かにかかわらず、当社が要求する最低限の証拠金額を維持しなければなりません。必要とされる証拠金額は、週末またはその他の非取引日を含め、継続的に変更される場合があります。
- e) 当社が、通知を提供する場合があるとしても、これを提供する義務を負うものではなく、預託された証拠金額または本契約に基づく最低証拠金要件について、以下の事項を考慮のうえ、当社のプラットフォームを通じて常時監視することは、お客様の単独の責任とします。
 - i) お客様の未決済ポジション
 - ii) 関連する原資産の変動性

- iii) 原資産市場および市場全般の変動性
 - iv) 適用される為替リスク
 - v) 当社に対して十分な清算済資金を送金するのに要する時間
- f) お客様は、未決済ポジションを保有している限り、必要証拠金を充足するのに十分な資金が口座に維持されていることを確保しなければなりません。これが満たされない場合、当社は、お客様に事前通知することなく、お客様の未決済ポジションを決済することができます。
- g) 当社は、その絶対的な裁量により、お客様が証拠金要件を充足するための追加的な時間を付与する場合があります。当該許可は、当社により書面で確認された場合にのみ有効となり、かつ当該書面に定める範囲に限り効力を有します。
- h) 当社が証拠金要件を満たすために資金を送金するようお客様に求めた場合、お客様は直ちにこれに応じなければなりません。これに応じない場合、当社は、当該不履行を本規約に基づく債務不履行事由とみなすことができます。当社は、追加資金が送金されたか否かにかかわらず、その単独の裁量により、お客様に対して責任を負うことなく、いずれかの注文を取消し、またはお客様の一つもしくは複数のポジションの全部もしくは一部を決済することができます。

4.3 証拠金の決済

お客様は、当社の証拠金運用が、お客様および当社の双方を過度の損失から保護することを目的とした自動化されたプロセスであることを認め、これに同意するものとし、ます。当社は、その単独の裁量により、かつ事前通知することなく、お客様の口座純資産または証拠金水準が現在のエクスポージャーを維持するのに不十分であると判断した場合、または取引を継続することがお客様に重大なリスクをもたらす可能性があると判断した場合、追加証拠金請求を発出し、または一つもしくは複数の未決済ポジションの自動決済を開始することができます。追加証拠金請求を発出する時期またはポジションを決済する時期の決定は、市場の変動性、流動性の状況、口座エクスポージャーおよびその他の関連するリスク要因を考慮のうえ、全面的に当社により行われます。お客様は、当社がいずれのポジションを清算する前にも事前通知を行う義務を負わないこと、ならびに当該決済がその時点の市場価格で行われる場合があることを認めます。お客様は、これにより生じ得る全ての損失について全面的に責任を負います。当社は、市場状況ま

たはリスク管理上の考慮を反映するため、事前通知なく、証拠金コールおよび清算の基準をいつでも変更、停止または調整する権利を留保します。

4.4 証拠金率の変更

- a) 当社は、いつでも事前通知することなく、いずれかまたは全てのポジションについて適用される証拠金率、レバレッジ比率または証拠金要件を変更することができます。
- お客様は、適用されるレバレッジ比率、証拠金率または証拠金要件が口座タイプにより異なる場合があることを認めます。前各項に基づく変更は、一時的または恒久的である場合があり、市場の変動性、流動性の変動または重大なニュース事象への対応として、直ちに効力を生じる場合があります。

4.5 時価評価支払

- a) 当社は、各評価時点における注文額を算定します。
- b) 評価時点において、
- i) 注文価値が前回注文価値を上回る場合、
 - 売方当事者は、注文額が直前の注文額を超える金額を買方当事者に支払うものとしします。
 - 売方当事者は、注文額が直前の注文額を超える金額を買方当事者に支払うものとしします。
 - ii) 注文価値が前回注文価値を下回る場合、
 - 買方当事者は、直前の注文額が注文額を超える金額を売買方当事者に支払うものとしします。
 - 買方当事者は、直前の注文額が注文額を超える金額を売買方当事者に支払うものとしします。
- c) 決済日において、
- i) 決済時注文額が直前注文額を上回る場合、買方当事者は売方当事者に対し、直前注文額と決済時注文額との差額を支払うものとしします。
 - ii) 決済時注文額が直前注文額を下回る場合、売方当事者は買方当事者に対し、直前注文額と決済時注文額との差額を支払うものとしします。
- d) 全ての時価評価調整額については、

- i) 当社がお客様に対して負う金額は、お客様の顧客口座に入金されます。
- ii) お客様が当社に対して負う金額は、お客様の口座から引き落とされます。これらの処理は、関連する評価時点または決済日と同日に行われます。

4.6 強制清算

- a) お客様は、十分な水準の証拠金を維持することが求められます。Vantage Trading は、以下の場合に、全ての未決済ポジションを強制決済する権利を留保します。
 - i) いかなる時点においても、Vantage Trading が保有する入金が、お客様が保有するいずれか又は全ての未決済ポジションに係るマイナスの時価評価額をカバーするのに十分でない、または十分でなくなるおそれがある場合。
 - ii) いかなる時点においても、Vantage Trading が、お客様の全ての未決済ポジションの価値が、お客様にとって実質的な純未実現損失を表していると判断し、かつ、その判断において、当該未決済ポジションの一つまたは複数を継続して取引すること、もしくは決済しないことが、お客様の口座価値に重大な不利益を与える、または与える可能性が高いと認める場合。
- b) 当社は、その単独の裁量により、随時、時価評価額を決定する権利を有します。
- c) 本契約に基づき支払期日が到来した金額をお客様が支払わない場合、または債務不履行事由が発生した場合には、当社は、利用可能なその他の救済手段に加え、お客様の未決済ポジションの一部または全部を（買いまたは売りのいずれかにより）終了させる権利を有します。
- d) お客様は、当社が定義し設定した口座内の証拠金水準が所定の閾値に達した場合に、お客様のポジションの一部または全部が直ちに決済され得る自動化された仕組みが用いられる場合があることを認め、これに同意します。お客様はさらに、口座内の証拠金水準が当該ポジションを維持するのに不十分である場合には、ポジションが新規に建てられた直後であっても、ストップアウトまたは決済が行われ得ることを認めます。当社は、ポジションの新規建て時またはその直後に発生するものを含め、かかる自動決済から生じるいかなる損失についても責任を負いません。

5. 口座への手数料および入出金

5.1 未決済のマージンFXポジションに対する金利手数料

- a) マージンFX契約に関する注文が翌日に持ち越された場合、当該注文は、本条に従い、Vantage Tradingの単独の裁量により決定されるスワップチャージまたはスワップクレジットの対象となります。
 - i) お客様が買方当事者であり、買スワップレートが売スワップレートより高い場合、当社は、買スワップレートから売スワップレートを差し引いた利率で、当該注文の未決済ポジションに対する利息をお客様に支払わなければなりません。
 - ii) お客様が買方当事者であり、買スワップレートが売スワップレートより低い場合、お客様は、買スワップレートから売スワップレートを差し引いた利率で、当該注文の未決済ポジションに対する利息を当社に支払わなければなりません。
 - iii) お客様が売方当事者であり、売スワップレートが買スワップレートより高い場合、当社は、買スワップレートから売スワップレートを差し引いた利率で、当該注文の未決済ポジションに対する利息をお客様に支払わなければなりません。
 - iv) お客様が売方当事者であり、売スワップレートが買スワップレートより低い場合、お客様は、買スワップレートから売スワップレートを差し引いた利率で、当該注文の未決済ポジションに対する利息を当社に支払わなければなりません。
- b) 当社は、そのウェブサイト上において、特定のマージンFX契約をスワップフリーのマージンFX契約として指定することがあります。スワップフリーのマージンFX契約に関する注文が翌日に持ち越された場合、お客様が当該注文に関して疑わしい取引活動を行わないことを条件として、当該注文が翌日に持ち越されてから最初の7日間については、スワップチャージまたはスワップクレジットの対象とはなりません。当該注文が7日を超えて未決済のままである場合、8日目以降については、本条に従い当社が決定するスワップチャージまたはスワップクレジットの対象となる場合があります。当社が、スワップフリーのマージンFX契約に関してお客様が疑わしい取引活動を行ったと合理的に判断した場合、当社は、当該注文の開始時点に遡ってスワップチャージまたはスワップクレジットを適用する権利を留保し、さらに、疑わしい取引活動に関連して本契約により認められるその他の措置を講じる権利を有します。

- c) マージンFX契約に関する注文が水曜日の取引終了時点において未決済である場合、当該通貨ペアの金利変動を翌週月曜日まで反映させるために、スワップチャージまたはスワップクレジットは調整されます。
- d) マージンFX契約に関する注文が翌日に持ち越された場合、お客様は、スワップチャージまたはスワップクレジットの金額の最大10%に相当する取引手数料を当社に支払うことに同意します。
- e) スワップチャージまたはスワップクレジットおよび当社の取引手数料は、翌取引日の開始時に計算され、お客様の口座に適用されます。
- f) マージンFX契約に関する注文が同一取引日に開始され、かつ終了した場合には、スワップチャージ、スワップクレジットまたは取引手数料は発生しません。

5.2 未決済のスポットCFDポジションに対する金利手数料

- a) スポットCFDの注文が翌日まで持ち越された場合、当該注文はスワップチャージまたはスワップクレジットの対象となります。スワップの額は、取引日の終値時点の契約価値に基準金利を乗じ、原資産または金融商品の配当等を調整して、当社が決定します。
- b) 当社は、ウェブサイト上で特定のスポットCFDをスワップフリーのスポットCFDとして指定する場合があります。スワップフリーのスポットCFDの注文が翌日まで持ち越された場合、当該注文が最初の7日間においてスワップチャージまたはスワップクレジットの対象とならないのは、当該注文に関してお客様が疑わしい取引活動を行わない場合に限られます。7日を超えて未決済のままの場合、8日目以降は、本条a)に従い当社が決定するスワップチャージまたはスワップクレジットの対象となる場合があります。また、当社が合理的に、お客様がスワップフリーのスポットCFDに関して疑わしい取引活動を行ったと判断した場合、当社は、当該注文の開始時点に遡ってスワップチャージまたはスワップクレジットを適用する権利を留保し、さらに、本契約に基づき疑わしい取引活動に関連して認められるその他の措置を講じる権利を有します。
- c) 金曜日の取引終了時にお客様が保有しているスポットCFD（暗号通貨CFDを除く）の注文については、翌週の月曜日までポジションを保有するコストを反映する形で、スワップチャージまたはスワップクレジットが調整されます。

- d) スポットCFDに関するスワップチャージまたはスワップクレジットは、次の取引日の開始時に計算され、お客様の口座に適用されます。
- e) スポットCFDの注文を同じ取引日内に開設・決済した場合、スワップチャージまたはスワップクレジットは適用されません。

5.3 未決済の先物CFDポジションに対するロールオーバー手数料およびクレジット

- a) 先物CFDに関する注文が翌日に持ち越された場合、当該注文はスワップチャージまたはスワップクレジットの対象とはなりません。
- b) 先物CFDに関する注文がクローズアウト日における取引終了時点で未決済である場合、当該注文は自動的にロールオーバーされます。これは、当該契約が決済され、翌取引日に新しい契約価格で先物CFDの新たな注文が作成されることを意味します。当社は、クローズアウト日についてお客様に合理的な通知を行い、かつ当該日以降もポジションが未決済のままである場合を除き、クローズアウト日における取引終了時点で未決済の先物CFDのポジションを自動的にロールオーバーすることはありません。
- c) 先物CFDに関する注文がクローズアウト日における取引終了時点で未決済である場合、旧契約価格と新契約価格との差額から、当社に支払われる2.5ベシスポイントの管理手数料を控除した金額を反映する調整が、お客様の口座に適用されます。
- d) 現金調整は、新契約の最初の取引日にお客様の口座に適用されます。

5.4 手数料、料金および費用

- a) 本規約に定めるその他の手数料または費用に加え、お客様は、以下を支払うことに同意します。
 - i) 本契約に基づき当社が行った行為に起因して当社に課されるその他の料金または当社が負担した費用と同額の金額。
 - ii) 本契約に関連してお客様が負担する全ての税金および費用。
- b) お客様は、当社が、他の方法でお客様からの債務回収権を制限することなく、当社が提供するサービスに関連する料金（管理手数料を含むがこれに限らず、返金不可小切手に関連する手数料、支払い処理手数料、債権回収費用、電話通話記録の写しの費用等）、オンラインサービスの利用に関連する料金、およびお客様の取引に関連して当

社が他者から課される取引手数料（追跡手数料を含むがこれに限らない）を、お客様への事前通知なしに控除できることを確認・承認します。

- c) 当社は、単独裁量により、個別のお客様またはお客様のグループに対して、条件の有無にかかわらず、任意の期間、手数料や取引手数料を免除または減額することができ、事前通知を行う義務はありません。
- d) お客様は、当社で注文を行った場合、本契約に基づき発生する全ての取引手数料、料金、精算金、利息およびその他の支払金額を、当社からの請求に応じて、即時にクリアリング済みの資金または本契約の条件に従って要求される方法により支払うことを承認します。
- e) お客様は、当社が任意の時点で、取引手数料および料金を他の者と共有できることを承認し、当該手数料や料金の共有についてお客様に開示する義務は、法律により開示が要求される場合を除きありません。

5.5 スワップフリー口座

- a) スワップフリー口座を保有するお客様は、ポジションを翌日に持ち越した場合、スワップチャージの付与または控除に代えて、管理手数料を請求されます。当社は、随時、当該管理手数料を変更する権利を留保します。この相違点を除き、スワップフリー口座は、当社の通常のお客様口座と全く同一の取引条件および契約条件が適用されます。
- b) 既存の通常口座を保有するお客様が当該口座をスワップフリー口座に変更することを希望する場合、お客様は当社サポートチームに対して書面により申請を行わなければなりません。通常口座からスワップフリー口座への変更は、当社のサポートチームが当該申請を受領し、かつ通常口座における全てのポジションが決済され、口座が精算されている場合に限り、さらに当社の単独の裁量による書面承認を受領した後にのみ行われます。
- c) 上記第5.5(b)項にかかわらず、当社は、その単独の裁量により、いずれのお客様の口座についてもスワップフリー口座に変更する権利を留保します。当社は、いつでも当該変更を開始することができ、変更手続中において、事前の通知を行うことなく、またその結果としてお客様に生じるいかなる金銭的損失または機会損失についても責任

を負うことなく、口座内の全てまたは一部の未決済ポジションを決済し、かつ新規ポジションの開始を制限することが明示的に認められています。

- d) スワップフリー口座は誠実に利用されるべきものであり、お客様は、スワップから利益を得ること、またはスワップを支払わないことを目的としてスワップフリー口座を利用してはなりません。お客様は、お客様の口座が1つまたは複数のスワップフリー口座に変更されていた期間について、当該変更の結果として失われたスワップクレジットの支払いを請求することはできません。
- e) 当社は、理由を示すことなく、スワップフリー口座を取り消しまたは解約する権利を留保します。当社が、スワップフリー口座が不正利用されていると判断した場合（不正行為、操作、キャッシュバックアービトラージ、キャリートレード、その他スワップ不支払いを悪用する欺瞞的または詐欺的行為を含むがこれに限定されません）、当社は以下の措置を直ちに取る権利を留保します。
 - i) 直ちに、悪用の疑いがある全ての稼働中の取引口座を取消すこと。
 - ii) スワップフリー口座に対して、口座がスワップフリー口座に変更された期間に発生したスワップおよび関連利息費用やその他費用の是正および回収。
 - iii) 直ちに、本契約を終了させること。
 - iv) 直ちに、お客様の取引口座で行われた全ての取引を無効とし、当該取引口座において得られた利益または発生した損失を取消すこと。

6. 保証

6.1 本契約に基づくお客様の義務は、以下のとおり保証されなければなりません。

- a) お客様（受託者を含む）が法人である場合には、当該法人の各取締役により保証されること。
- b) その他の場合は、当社がその絶対的裁量により当該保証が必要であると判断した場合に保証されること。

6.2 保証人は、当社が、本保証および補償に基づき保証人が義務を負担し、権利を付与することを前提として行動していることを認めます。

6.3 保証人は、本契約に関連する義務（各金銭支払義務を含む）の履行を、無条件かつ取消不能の形で当社に対して保証します。

6.4 お客様が当該義務を期限内に、かつ本契約に従って履行しない場合、保証人は、当社の請求により当該義務を履行することに同意します。当該請求は、当社がお客様に対して請求を行ったか否かにかかわらず行うことができます。

6.5 保証人は、以下の場合に生じる一切の責任もしくは損失、ならびに当社が負担する一切の費用について、当社を補償します。

- a) お客様が、本契約に関連して負う義務（支払義務を含む）を履行しない場合、または履行することができない場合。
- b) お客様が本契約に基づき本来負う義務（支払義務を含む）が執行不能であると判断された場合。
- c) 保証人が第6条に基づき本来負う義務が執行不能であると判断された場合。
- d) 本契約におけるお客様の表明または保証が、なされた時点において、またはなされたものとみなされる時点において、不正確または誤解を招くものであったと判断された場合。

6.6 保証人は、第6条に基づき支払期限が到来した金額を、当社の請求により支払うことに同意します。

6.7 当社は、本補償権を行使するにあたって発生するいかなる費用についても責任を負いません。本補償の執行に関連する全ての費用および経費は、お客様およびその保証人が負担するものとします。

6.8 第6条に基づく保証は、いかなる中間的な支払い、和解またはその他の事由があった場合であっても継続する義務であり、本契約に関連するお客様の全ての義務に及びます。保証人は、本保証および補償に基づき保証人に対して請求を行う前に、当社が、お客様またはその他の者に対して訴訟手続を開始し、その他の権利を行使することを求める権利を放棄するものとします。

6.9 保証人は、本保証および補償を締結する前に、以下の事項を確認したことを認めます。

- a) 本契約（ならびに本契約に関連してお客様の義務を生じさせる全ての書類）の写しの交付を受け、その条項を十分に検討する機会を有していたこと。

- b) 本契約に関連してお客様の義務を保証するその他の者を含め、お客様の財務状況について自ら認識する責任を負うこと。

6.10 保証人は、本保証および補償に基づく支払いを、以下の条件で行うことに同意します。

- a) 法律で禁止される場合を除き、相殺、反訴、留保、控除を一切行わず全額を支払うこと。
- b) 支払義務が生じた通貨、またはそれ以外の場合には米ドルで、直ちに利用可能な資金により支払うこと。

6.11 保証人が源泉徴収または控除の対象となる支払いをした場合、当社が実際に受領する金額が、源泉徴収または控除が行われなかった場合に当社が受領したであろう全額と同額となるよう、保証人は当社に対して追加額を支払うことに同意します。

6.12 本保証および補償に基づき当社に付与される権利ならびにこれに基づく保証人の責任は、当社またはその他の者のいかなる作為または不作為によっても影響を受けません。例えば、当該権利および責任は、以下のいかなる作為または不作為によっても影響を受けません。

- a) 本契約の変更または差し替え。
- b) お客様の免責、またはお客様に対する猶予（支払期限の延長など）の付与。
- c) お客様の義務に関連して保証または補償を行う者の免責。
- d) 本保証および補償の締結日以後に、ある者が保証人となること。
- e) お客様の義務（本保証および補償に基づく義務を含みます）を保証する者の義務が執行不能となること。
- f) 義務を保証することが予定されていた者が保証を行わないこと、または有効に保証を行わないこと。
- g) 連帯保証人または共同補償者が、お客様契約に基づき、または法の適用により免責されること。
- h) 本契約または本保証および補償に関して、いかなる方法であれ取引が行われること。
- i) お客様または保証人を含みいかなる者の死亡、精神的もしくは身体的障害、清算、管財または支払不能。

- j) いかなる者の構成員、名称または事業の変更。
- k) 当社またはその他の者による黙認または遅延。

6.13 本保証および補償に関連して、いずれかの義務が履行される必要がある、または履行される可能性がある限りにおいて、保証人は、当社の同意なく、以下の行為を行うことはできません。

- a) お客様またはその他の者が当社に対して相殺または反対請求の権利を有すると主張することにより、本保証および補償に基づく自己の責任を減少させること。
- b) 本契約または本保証および補償に基づき支払われるその他の金額に関連して提供された他の保証、補償、抵当権、担保権またはその他の負担の利益を受ける権利があると主張する法的権利を行使すること。
- c) 補償請求権に基づき、お客様または他の保証人（申込書に「保証人」として署名した者を含みます）に対して金額を請求すること。
- d) 保証人自身の清算、管財または支払不能手続き、または保証人のいずれかの義務（申込書に「保証人」として署名した者を含みます）を保証する他の保証人の清算、管財または支払不能手続きにおいて、金額を請求すること。

7. 企業行為

7.1 企業行為が発生した場合、Vantage Tradingは、当該事象による希薄化または集中化の影響を考慮し、当該事象発生前の注文の経済的同等性を維持するため、または当該事象が当該注文に与える影響を反映させるために、注文に対していかなる調整を行うべきかについて、合理的に決定します。かかる調整は、当社が合理的に決定する日付をもって効力を生じるものとします。

7.2 以下の場合、Vantage Tradingは配当金の支払いを行いません。

- a) お客様が配当落ちとなる株式CFDの買方当事者である場合、当社は、当該配当が注文に及ぼす影響を反映するため、顧客の口座に対し現金調整額を入金することがあります。当該調整額は、配当落ち日における該当する株式CFDの数量に対する配当金総額に基づき決定されます。

- b) お客様が配当落ちとなる株式CFDの売方当事者である場合、当社は、宣言された現金配当額をお客様の口座から引き落としします。調整額は、配当落ち日における該当株式CFD数に対する総配当額と同額に基づき決定されます。

7.3 未決済ポジションに関連する原資産が合併事象の対象となった場合、当社は、合併事象の期間中いつでも、影響を受ける未決済ポジションの全部または一部を決済する権利を留保します。当社は、お客様に対して未決済ポジションを決済するための期限について合理的な通知を行い、かつ当該期限経過後もポジションが未決済のままである場合を除き、合併事象の対象となる未決済ポジションを決済することはありません。

7.4 当社は、合併事象の対象となる金融商品について、買収者による現金対価部分を反映するために当該金融商品のポジション価格を調整する権利、当該合併事由により原資産に生じた対応する調整を反映させるために取引数量を修正する権利、ならびに影響を受ける未決済ポジションを決済し、新たに創出された原資産を反映する新規ポジションを再度建てる権利を留保します。かかる調整は、当社が合理的に決定する日付をもって効力を生じるものとします。

7.5 本条に基づき商業的に合理的な結果をもたらす調整を行うことができないと当社が判断した場合、当社は、当社が合理的に決定する日におけるクローズアウト価格で、お客様の未決済ポジションを決済することができます。

7.6 顧客が米国株式または米国証券に係る株式CFDのロングポジションを保有しており、当該株式CFDが配当落ちとなった場合、当社は、宣言された配当の影響を反映するための現金調整額について、米国税法に基づき30%を源泉徴収する義務を負います。当社は、源泉徴収した金額を当社の流動性提供者に送金し、当該流動性プロバイダーが適切な米国当局に対して当該源泉徴収額を納付します。お客様は、米国税法に基づき源泉徴収された金額を、自身の口座上で確認することができます。

8. 取引停止および市場障害

8.1 以下のいずれかの事由が発生した場合、当社は、当該取引停止または中断前の最終取引価格を原資産の価格とみなします。

- a) いずれかの取引所において原資産の取引が停止または中断された場合。
- b) 関連する指数の取引を制限するいずれかの取引所において取引が停止または中断され、その結果、当社が原資産の価格を決定できない場合。

8.2 当社は、自己の単独の裁量により、価格が正確でない可能性がある、またはその他の理由により価格を決定できないと判断した場合、取引を停止し、または当該取引を取り消すことができます。かかる状況には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- a) 極端な市場変動、流動性の枯渇等の政治的、経済的、軍事的または金融的事象、その他当社の支配を超える事由により、取引の継続が当社の利益に対して不合理に有害となる場合。
- b) 当社が、契約価格を算出できないと判断した場合。
- c) 契約の価格または価値を決定するために使用される通信システムに障害が発生した場合。
- d) いずれかの契約の価格または価値を迅速かつ正確に確定できない場合。
- e) 取引ソフトウェアまたは関連するITシステムに不具合または誤作動が発生した場合。

8.3 取引停止または中断が5営業日間継続した場合、当社は、その裁量により、お客様のポジションの一部または全てを決済することができます。この場合、当社は、誠実に、決済日および当該契約の決済価値を決定します（決済価値は、原資産の価格 × 契約数とします）。

8.4 当社は、市場制限、取引停止または市場障害が発生している期間中、影響を受ける原資産の価格をいつでも調整する権利を留保します。

9. 変更・譲渡・終了

9.1 変更

- a) 本契約の条項および本契約に基づく一切の取引は、当社によりいつでも変更される場合があります。当社は、かかる変更についてお客様に通知を行うことがあります。お客様は、以下のいずれか早い時点において、当該変更後の条項に拘束されることに同意します。

- i) 当社がお客様に通知を発した日から10日後。
 - ii) 変更後にお客様が注文を行った日。
- b) いずれの当事者も、相手方のために、または相手方の名において義務を負担してはならず、また、いかなる目的においても相手方の知的財産を使用してはなりません。本契約に明示的に定める場合を除き、いずれの当事者も、以下の行為を行わないものとします。
- i) 相手方の事前の書面による承認なく、相手方の名称または知的財産を使用すること。
 - ii) 相手方と提携関係にある、または相手方を代理する権限を有する者である则表示すること。

9.2 譲渡

本契約に基づきお客様が有するいかなる権利または義務も、当社の事前の書面による同意なく、譲渡、移転、売却またはその他の方法により処分することはできません。ただし、当社は、本契約に基づき有する権利または義務の全部または一部を、他の当事者に対して、お客様の同意なく移転することができます。これには、当社の事業の全てまたは一部を他の個人または法人に売却または移転する場合がありますが、これらに限定されません。

9.3 契約終了

- a) 本契約は、お客様またはVantage Tradingのいずれからでも、相手方に対する書面による通知により、直ちに終了させることができます。ただし、いずれかの当事者による終了は、既に締結された注文またはその他の取引に影響を及ぼすものではなく、また、本契約に基づき生じた未履行の義務をいずれの当事者からも免除するものではありません。さらに、当該終了前に行われた注文に起因するお客様の義務も、終了により免除されるものではありません。
- b) 当社が、以下のいずれかの事実を認識した場合、またはその疑いがあると合理的に判断した場合、当社はその単独の裁量により、お客様に通知することにより本契約を直ちに終了することができます。
 - i) お客様が当社に対して虚偽または誤解を招く情報を提供した場合。

- ii) お客様がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関与し、関与している疑いがあり、またはこれらを支援している場合。
 - iii) お客様が法執行機関および／または規制当局による正式な調査の対象となっている場合。
 - iv) 異常な取引状況が存在する場合。
 - v) 当社の支配の及ばない理由により、関連する市場情報が入手できず、当社が当該注文に関する価格提示を行うことができない場合。
 - vi) お客様が、証券投資業法（Securities Investments Business Law）の意味における「インサイダー情報」を保有している可能性がある場合。
 - vii) デフォルト事由が発生した場合。
 - viii) お客様に関して支払不能事由が発生したこと。
 - ix) 上記の場合、当社は、その単独の裁量により、お客様への通知をもって本契約を直ちに終了することができ、また当社は、本契約に定める義務、または本契約により予定される取引に基づき生じる義務（当社に対して既に発注されている注文に関する義務を含みます）から免責されるものとします。
- c) 本契約の終了後2日以内に、お客様は、当社から受領したすべての資料について、当社の書面による指示に従い返却または廃棄するものとします。また、本契約終了後も、各当事者の支払義務、引渡義務および資料の廃棄義務は引き続き存続するものとします。

10. 未払金との相殺

10.1 Vantage Trading が有するその他の権利に加えて、お客様は、当社に対し、以下の行為を行う権限を付与します。

- a) お客様に代わって行われた取引に関連して、お客様が当社または 当社の代理人に対して負担する未払金の支払いに充当するため、当社がお客様に代わって受領した、または保有する金銭を、充当、移転、貸記、適用または支払うこと。
- b) お客様が当社に対して負担する金額と、お客様から、またはお客様に代わって当社が受領した金額（入金または追加証拠金請求として受領した金銭を含みますが、これら

に限定されません)とを相殺すること。相殺に充当する金額の適用方法は、当社の裁量により決定されます。

10.2 本契約に基づきお客様が当社へ行う支払いは、適用法令により控除または源泉徴収が義務付けられている場合を除き、いかなる相殺、反対請求、条件も付さず、また税金その他いかなる理由による控除または源泉徴収も行わずに支払われるものとします。

10.3 お客様が当社へ支払うべき金額について税金の控除を行う義務がある場合、またはお客様の依頼に関連して当社が税金を支払う義務を負う場合には、お客様は当該税金について当社を補償することに同意し、控除、源泉徴収または税金の支払いがなかった場合に当社が受領したであろう金額と同額の純額を当社が受領できるよう、必要な追加金額を支払うことに同意します。

10.4 お客様が入金した預託金または追加証拠金請求は、本契約に基づくお客様の義務ならびに当社とお客様との間のその他の口座に関する一切の義務が完全に履行されるまで、返還期限は到来しないものとします。それまでの間、入金または追加証拠金請求は当社がお客様に対して負担する債務を構成せず、お客様はこれらの資金の支払いを受ける権利を有しません。

10.5 本契約が終了した場合、お客様および当社は、相互の請求権が**クローズアウト・ネットリングにより最終的に精算されることに合意するものとします。当社は、その単独の裁量により、影響を受ける各注文について決済額を決定します。最終的に一方当事者が他方当事者に支払うべき金額は、当事者双方の支払義務の差額とします。

11. マイナス残高保護

Vantage Tradingの取引システムは、通常の市場環境下において、お客様がマイナス残高に陥ることを防ぐための保護措置を備えて設計されています。

全てのお客様には、証拠金モニタリング機能が提供されています。この機能は、必要証拠金に対する担保水準が100%を下回った場合に監視を行います。証拠金維持率が100%を下回った場合には追加証拠金請求モードが発動され、当該水準が50%に達するまで継続されます。証拠金維持率が50%以下となった場合、当社は、お客様が取引している各商品の取引時間を

考慮のうえ、最も損失の大きい未決済ポジションから順に決済を開始します。ポジションは、当時の市場価格により自動的に決済されます。お客様は、リスク管理を目的として個別の制限を設定することができます。

お客様の口座残高が「市場の価格ギャップ」によりマイナスとなった場合、お客様は当社のサポートチームに連絡するものとします。当社は当該申出を検討し、通常取引活動の過程で発生した借方残高であると判断した場合には、その裁量により、当該マイナス残高相当額をお客様の口座に入金することがあります。本ポリシーは個人顧客にのみ適用されます。

お客様は、リスク管理の推奨される方法として、常に取引口座に適切な証拠金水準を維持するものとします。

注記：本ポリシーの規定は、以下の場合には適用されません。

- 天災、戦争、テロ行為、悪意による損害、内乱、労働争議、例外的な市場事象、または政府機関もしくは超国家的機関による行為もしくは規制など、当社の判断においてお客様の注文に関し秩序ある市場を妨げると認められる不可抗力事由が発生した場合。
- 異常な市場状況または例外的な市場変動もしくはボラティリティが発生した場合。
- 当社がその単独かつ絶対的裁量により、当該マイナス残高がお客様の取引活動に起因しないと判断した場合（例えば、当該借方残高が当社の手数料または費用に関連する場合）。
- 当該マイナス残高が、お客様による当社の顧客契約のいずれかの規定違反、または市場規則（お客様の出身国、居住国その他いずれかの国の法令を含みますが、これらに限定されません）の違反に直接または間接に関連し、もしくはその結果として発生した場合。

マイナス残高口座について

Vantage Trading は、本条に定めるマイナス残高保護規定を適用する前に、関連するマイナス残高を削減または解消する目的で、お客様が当社に保有する他の口座（認定ユーザーにより預託および管理されている資金を除きます）および共同口座を含む全ての口座残高を合算

し、本契約条件またはその他に基づき、お客様と当社との間で発生している債権債務を相殺する権利を有します。

12. 責任および補償

12.1 お客様は、お客様の過失または故意の不正行為、お客様による法令違反、本契約のいずれかの条項の違反、または債務不履行事由が発生したことに起因または関連して生じる一切の責任、請求、費用、経費および損害（合理的な弁護士費用ならびに訴訟に関連して発生した費用および経費を含みますが、これらに限定されません）について、当社を補償し、損害を被らせないものとします。

12.2 お客様は、本契約のいずれかの条項を執行するために当社が負担した一切の損害、費用および経費（合理的な弁護士費用および関連費用を含みます）を、速やかに当社に支払うことに同意します。

12.3 支払手続における誤り、または資金がお客様の指定口座に到達するまでの遅延により生じた遅延、手数料または損失について、当社は一切責任を負いません。お客様は、当該誤りがお客様側の事由により生じた場合に、当社が被った損失または費用について当社を補償し、これに対して責任を負うことに同意するものとします。

12.4 当社は、第三者または認定ユーザーの作為または不作為に起因してお客様に生じた直接的、間接的または結果的損失（逸失利益を含みます）について、いかなる場合も責任を負いません。

12.5 当社は、ハードウェアまたはソフトウェアの不具合、インターネットの中断、データの遅延、サイバー攻撃、ウイルス、不正アクセス、その他合理的な支配を超える技術的問題を含みますが、これらに限定されないシステム障害に起因して生じる損失、損害または請求について責任を負いません。

12.6 本契約のいかなる規定も、お客様が有する法定の権利に基づき当社がお客様に対して負う責任を制限または排除することを意図するものではありません。

12.7 債務不履行事由により生じた損失を算定または軽減するにあたって、当社は、以下の行為を行う権利を有します。

- a) 未決済契約を決済することにより、未決済ポジションを確定、解消、取消、無効化、修正または終了すること。
- b) 未決済注文の評価日を指定すること。
- c) 未決済注文の価値を算定するために用いる方法を指定すること。
- d) 当社の正当な利益を保護するために合理的に必要であると当社が判断するその他の措置を講じること。

12.8 本条に基づくお客様の義務は、本契約終了後も存続するものとします。

13. 情報および機密保持

13.1 お客様は、当社が、お客様の本人確認および信用状況の確認を目的として、電子データベース検索および信用情報機関への照会を行うことができることを認め、これに同意します。当該検索が実施された場合、当社は、適用される全ての法令に従い、その内容および結果の記録を保持することができます。

13.2 当社は、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策関連法令に基づく義務を履行するために必要な情報を、お客様から収集する権利を留保します。当社は、これらの法令に基づき要求される場合には、お客様から収集した情報および取引に関連する情報を提供することができ、これをお客様に通知する義務を負いません。また、当社は、制限リスト、資産凍結対象者リストおよび国別リストの確認を含め、お客様に関して必要または適切と判断するマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策の確認手続きを実施することができます。

13.3 お客様は、当社の事業運営に合理的に関連するあらゆる目的のために、お客様が提供した、または当社のサービスの利用を通じて生成された個人情報、財務情報、取引情報、行動データおよび技術データを含むがこれらに限定されない全てのデータおよび情報を、当社が収集、取得、保存、処理、分析および利用することに同意します。当該目的には、適用法令の遵守、口座およびサービスの管理、業務運営およびリスク管理、内部報告、商品およびソフトウェアの開発、業務最適化、データ分析、適用法令に従ったマーケティング、商業調査、ソフトウェアの改良、ならびに当社がその成長および発展を支援するために必要または適切と判断するその他の目的が含まれますが、これらに限

定されません。お客様は、当該データが分析または統計目的のために匿名化または集計される場合があること、ならびに適用されるデータ保護法令に従い、当社の正当な事業活動に関連してのみ、第三者のサービス提供者、関連会社または研究提携先と共有される場合があることを認め、これに同意します。

13.4 当社が収集する個人情報、機密情報として取り扱われ、データ保護法により保護されます。

13.5 当社は、お客様から受領した情報ならびにお客様が当社のサービス利用に関連して提供、作成、入力または開発した資料およびデータの機密性を維持するため、相応の注意を払います。しかしながら、これらの情報、資料およびデータはインターネットを通じて提供される場合があるため、お客様は、それらが引き続き機密として保持されることを当社が保証できないことを認め、これに同意します。さらにお客様は、サイバー攻撃、データ侵害、第三者による不正アクセス、システム障害に起因するリスクを含みますが、これらに限定されないいかなる原因による情報の紛失、盗難、不正アクセス、開示、誤用、破損または改変についても、当社が責任を負わないことに同意します。お客様は、適用法令で認められる最大限の範囲において、これらの事象に起因する一切の請求または責任から当社を明示的に免責します。

13.6 お客様は、第三者がお客様に関する機密情報を取得するリスクを受け入れます。また、お客様が当社に送信することを意図した、または当社がお客様に送信することを意図した通信を第三者が傍受、取得、監視または受信したことに起因する一切の請求について、当社を免責し、かつ補償するものとします。

13.7 お客様は、当社が、当社のサービスの提供、運営、管理または維持に関連する目的、または適用法令を遵守する目的のために、お客様の氏名その他の個人情報および財務情報、ならびに認定ユーザーに関する関連情報を、当社の従業員、代表者、役員、代理人、紹介ブローカー、関連会社、政府機関、自主規制機関、インターネット・サービス・プロバイダーその他の第三者代理人またはサービス提供者に開示することができることを認め、これに同意します。

13.8 異なる国に所在する当事者間で通貨を移転することには固有のリスクが存在するため、当社は、マネーロンダリングまたはテロ資金供与に関与またはこれを支援していないことを確保するための措置を講じます。法執行機関および規制当局は、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策関連法令の遵守を確認する目的で、当社が保有するお客様情報および業務記録を定期的に検査し、その写しの提出を求める場合があります。

13.9 お客様は、適切な場合には、当社が保有するお客様に関する全ての通信および情報が、法執行機関および規制当局に開示され、これらにより閲覧される可能性があることを十分に認識するものとします。さらにお客様は、当社との取引に関連してお客様が代理する本人が存在する場合には、その本人の身元について十分な証拠を取得する義務を含め、適用されるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策関連法令を遵守することに同意します。

14. 電子本人確認に関する条件

14.1 Vantage Trading は、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策関連法令に基づき、お客様にサービスを提供する前に、お客様の本人確認を行うことが義務付けられています。電子本人確認は、電子的手段および外部データソースを利用して、お客様の本人確認を行う方法です。

14.2 お客様の本人確認を電子的に行うために、当社は、お客様の氏名、住所、生年月日等の情報ならびに本人確認書類の詳細情報の提供を求めます。

14.3 本条件に同意することにより、お客様は以下の事項に同意したものとみなされます。。

- a) 当社が、上記の電子本人確認の目的のために、個人情報を利用および開示すること。
- b) マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策関連法令に基づき、本人確認に関して虚偽または誤解を招く情報を提供することは犯罪となること。

15. 紛争解決

苦情は、随時改定される当社の苦情処理手続に従い、紛争解決のため当社に申し立てるものとし、当社のサービスのいずれかの側面にご不満がある場合は、まず担当のアカウントマネージャーにご連絡ください。正式な苦情を申し立てる場合には、カスタマーサポートまで電子メール（support@vantagetradings.com）にてご連絡ください。当社の決定を受領してから30日以内であれば、未解決の苦情については、金融委員会（Financial Commission）に付託することができます（<https://financialcommission.org/>）。金融委員会は、外国為替およびCFD事業に特化した独立した自主規制機関かつ外部紛争解決機関です。

お客様は、当社の内部および外部の紛争解決手続が、苦情に関する決定の執行のために、当社がその他の関連法域において法的手続を開始することを妨げるものではないことを認めます。

16. 通知および連絡

16.1 Vantage Tradingは、お客様の承認の範囲内で、本契約に基づく通知をお客様またはお客様の承認された担当者に送信することができます。

16.2 本契約に明示的に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連する全ての通知、証明書、同意、承認、権利放棄その他の連絡は以下に従うものとします。

- a) 電子メールまたは当社が随時指定するその他の方法により送付されること。
- b) 送信者が個人である場合には当該個人により、法人である場合には当該送信者の認定役員により署名または発行されること。
- c) 送信時に受領されたものとみなされること。ただし、送信者が当該電子メールが配達されなかった旨の自動通知を受領した場合を除きます。

16.3 特に指定がない限り、通信は受信時から効力を生じますが、通信内で後日の時点が指定されている場合はこの限りではありません。

17. 準拠法

本契約は、セントルシア法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。当事者は、セントルシアの裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服することに同意します。

18. 分離可能性

18.1 本契約のいずれかの規定が無効、違法または執行不能である場合には、当該規定は、その無効、違法または執行不能な限度においてのみ効力を有しないものとし、その他の規定には影響を及ぼさないものとします。

18.2 本契約に関連してお客様の義務を変更する現在または将来の立法であって、その結果として Vantage Trading の権利、権限または救済手段に不利益（遅延または猶予を含みます）が生じるものについては、当該立法の適用を排除します。ただし、その排除が法令により禁止され、または無効とされる範囲を除きます。

19. 追加措置

19.1 この契約書は、複数のコピー（控え）に分けてそれぞれの当事者が署名することがあります。その場合、それらのコピーを合わせて1つの契約書として扱います。

19.2 お客様は、Vantage Trading が合理的に要請するあらゆる行為（同意の取得、文書の署名および提出、ならびに文書の作成および署名の手配を含みます）を行うことに同意します。

a) 本契約に基づきお客様および本契約により拘束されることが意図されているその他の者を拘束するため。

b) お客様が本契約を遵守しているか否かを確認するため。